

平成20年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成20年12月12日(金曜日) 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
岡 村 静 代	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎一般質問

○横山英雄議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 石 井 悦 雄 議 員

○横山英雄議長 16番、石井悦雄議員。

[16番 石井悦雄議員登壇]

○16番 石井悦雄議員 おはようございます。このような新しい庁舎の中で、しかも神聖な議場で一般質問できることを大変うれしく思っております。議長のお許しをいただきまして、通告に従い、質問を順次させていただきます。なお、身勝手なお願いかもしれませんが、私が質問する内容等については、行政マンとして長年のキャリアのある町長ですので、すべて町長からお答えをお願いしたいと思います。

昨今の経済状況は、国内はもとより世界的にも大変厳しい。いつもラジオを聞いておりますけれども、きのうとおととい、またけさも、新聞等の中身では若干変化をしておる。そのくらい目まぐるしく経済の悪化が叫ばれております。そういった中で、町においても、大変歳入については厳しい面があるかと思っておりますけれども、町内の企業とそれらを勘案した中で歳入の見込み等をお聞きするわけでございますが、国が幾ら今頑張っておっても一向に光明の見えない今日でもございます。ですから、こうですよ、ああですよという、はっきりした答えでなくても、この問題についてはよろしいかと思っておりますけれども、そういった不透明の中ではございますけれども、予算編成に当たっては町民が期待しております。暫定予算を組むようなことのないように、ひとつ精いっぱい頑張っていたいただきたい、そんなふうに思っております。

そこで、今考えられる来年度の予算について歳入の見通し等わかりましたら、その見込み等をお聞かせいただきたいと思っております。

○横山英雄議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 お答えいたします。

今、議員がご質問の中にもありましたように、昨今の経済状況というのは大変不透明なところもありますし、実体経済も大変厳しい状況があるということは承知をいたしております。そこで、町

の歳入部分については、町税として、議員がご質問ありましたように、各企業における法人町民税、それから個人の所得による個人所得、住民税、そしてまた固定資産税等々あるわけでありすけれども、特に経済に係る分については、法人町民税あるいは個人の町民税ということにかかわるかなと思います。

そこで、それらの町税の歳入見込みでありますけれども、国のほうも大変その歳入については、このような状況ですので、見込みが立たないというような状況のようです。当町においても、そういう点では、いわゆる歳入の中で占める町税の割合というのは大変高いわけでありすけれども、現在財政担当のほうでその部分について精査をしているところでありすので、特にどれぐらいの歳入が見込めるか、あるいは不足がどうなのかということについては、そのような状況ですので、今精査をしているという状況であります。しかしながら、昨年と比較して歳入が減収になるということは、これはあるのかなという見込みでございます。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今答弁でありましたけれども、これは当町ばかりでは当然ございません。先ほどもおっしゃったように、国内すべて各地方自治体がこの問題については、大変と言っても、もうどうにもならないのではないかと、そんな大きな心配をされていることは私もよくわかります。今、邑楽町にある企業、事業所等において、車関係ですね。おとといの夜でしたか、自分がテレビを見ておったら、ソニーが1,600人ぐらいの人員を削減するというようなニュース等もございました。もろもろありますけれども、中には、就職が内定したにもかかわらず就職できないような、お断りの連絡を受けて路頭に迷っている。決して今、明るいニュースというのはないのです。どちらかという、これでいいのかというぐらい暗いニュースばかりです。たまたま明るいニュースかなと思えば、あるゴルファー、若い方が、名前は申しませんが、この人の話ぐらいでしょう、スポーツで。あるいは、ハンマー投げの5位だった方が3位になったとかというお話もきのうあたりありましたけれども、いずれにしても暗いニュースばかりです。だからといって、これでいいとは言えないはずですよ。

町を、自分はよく個人ということ置きかえて申しますけれども、苦しいときは苦しいなりの生活すればいいのだという、そんな生活環境の中で育てられた一人ですけれども、町にすれば2万8,000という住民もおるわけですから、その中にはわがまま言う方もおるでしょう。でも、健全財政を守る、維持するという意味においては、当然我慢をしてもらわなければいけない。ことし悪くても来年よくなる可能性もあるかもわからないし、逆に、今の状況が多少上向きになっても何年続くかもわかりません。そういう中での町運営をされるのですから、これは大変なことはよく理解できますけれども、先ほど答弁の中で町内の企業のお話もされましたが、車関係の会社で今日まで、今日までというか、昨年までお世話になっていた、財政に対していろいろ得られた収入ですね、町としては。そういう部分について、町に及ぼす影響というのは正直言って、わかりましたらお聞か

せ願いたいと思います。

いつか企業等においては、12月ぐらいの中ぐらいになれば、中旬ぐらいになれば、来年の見通しがつくかのような放送もされておりました。もし町内の業者でその辺の見通し等がついた部分がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

特に限定されて、町内にある法人についての、車のということですが、法人町民税については、前年においてそれなりの所得等があった場合については予定納税もされているということもあります。邑楽町の町内企業については、車関係あるいは電気の関係、多種にわたっている部分があります。したがって、車だけの部分についてということのお尋ねでありますけれども、特にその部分、総体的に申し上げますと、これは決算ベースでありますけれども、18年度対19年度ということで考えますと、約7,200万円ぐらいの減収といたしますか、法人町民税の減収であると。これはあくまでも決算ベースでありますので、そのような状況になっているかなというふうに思っています。19年度に対してということですが、これについては先ほど申し上げましたが、相当の予定納税等の還付も大変あったものですから、大変厳しい見込みになるのかな、そんな思いであります。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 景気の悪化が続く中で余り無理な要求等もできないかと思っておりますけれども、私、きのうも話題になりました、今日までの、当然納税する義務があるにもかかわらず滞納されている方がおるわけです。この際という言葉が適切かどうか分かりませんが、払う義務があるわけですから、きのうもこの場でその問題等が話題になっていろいろ議論されましたけれども、歳入の見込みが薄いとき、こういうときこそこの未収金と申しますか、未済額、この金額等について、町ももっともって考える必要があるのではないかな。当然、きのうの税務課長の説明ですと、議会が終わりましたらこの問題について一生懸命頑張りますよという言葉いただきましたけれども、払わないところから取ろうとするのではなくて、払うべきものを滞納しているわけですから、もちろんその家庭にはそれなりの事情があつて滞納される、その気持ちはわかります。でも、中には払う能力があつても払わない方もおるかのように聞いております。

きのう数字を調べましたら、数億円ですよ。細かい数字は申しませんが。何億ですよ、本当に。これらについて、課長から議会が終わったら頑張るという言葉をいただきましたけれども、どうですか。町長みずからが陣頭指揮をとって、この収納というのですか、徴収に当たっていただく考えがあるか、ないか、お聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 町税の滞納については、議員のご指摘のとおり大変多額な滞納金額がございます。それについての徴収体制ということでありますけれども、昨日も税務課長のほうからお答えをした経緯もあるわけでありますけれども、私はこの部分については、滞納される方、いろいろな事情があるのだらうと思います。やはりそのいろんな事情を聞くといいますか、お宅にお邪魔をして状況を聞くということもやはり大切であらうと。その状況をお聞きするということになりますと、やはり訪問しなければなりませんので、そういった行動が必要であるということに、私自身思っております。したがって、町長みずからというお話がありました、さきの議会のほうでもお答えをしたかと思いますが、私も先頭に立って、その徴収についてはお邪魔する、徴収体制の行動に移していきたい、その思いはあります。これについては、担当する課長のほうにも、私先頭に立ってやりますけれども、税務課だけでこれを行うということは大変であらうと。したがって、課長含めた職員等、全庁一丸となってやはりやるべきではないですかということも指示したところでもありますので、大変滞納額があるわけでありますけれども、ぜひ納税者の方に理解をいただいて納税義務をお願いしたい。そのことが公平な課税であり、公平な徴収がされませんと公平課税にならないのかなという思いもありますから、これについては十分自分自身やっていきたい、こんな思いであります。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ぜひ今申されたことを真摯に受けとめて、もちろん町長という立場から多忙な日が続くと思いますけれども、間を見て。間を見てというのではいけないかな、やはりしっかりとこの問題については職員全体でいろいろ話し合われた中で整理に当たっていただきたい。そうでないと、これが蓄積されていきますと、それこそ5年で云々ということも言われておりますけれども、大変な数字になっていってしまうと思う。そればかりか、払わなくもいいのだ、払わなくも済むのだからと、そういう考え方を町民の方にも1人でも2人でも持たれたら、大変な数字がここに計上されるようなことにつながると思うのです。ぜひみずからが皆さんとよく話し合って、この滞納の整理には当たっていただきたい。嘱託員が2人で大分一生懸命頑張って、何千万も上げているようすけれども、2人にお任せするだけでなく、町全体が一丸となって頑張っていただきたいと思います。

歳出に入りたいと思いますけれども、そういう今の経済状況が著しく悪いというのを乗り越えてしまっ、全く予定も立たないぐらいの内容になってしまったかな。これは、車ばかりではない。すべての業界に影響しているかと思えます。そこで、健全財政を守っていくということになると、あれもこれもということもなかなかできないかもしれませんが、歳出される中での来年度の事業ですか、公共事業含めての目新しい事業が計画されているとするならば、その内容について、こういう経済情勢の中ではなかなか町民にこたえられるような思い切った仕事ができないということであればこれは別ですけれども、来年行おうとする主な事業についてお答え願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

歳出につきましては、先ほど歳入について大変な減収といいますか、見込みであるということに予想しておりますので、この歳出については、その歳入の見通しが非常に、当然のことなのですけれども、密接なかかわり合いがあるわけです。歳入が少ないということになりますと、歳出も抑制していかなければいけないのかな。そこで、目新しいという事業の話がありましたが、そのような状況になりますと、本当に中身を精査した中で進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。しかしながら、町民の皆さんへのサービスを、そういった中でも維持していかなければいけないと思っておりますので、新しくこの事業をおこすということの前に、現在進めている事業、やはり優先的に進めていかなければいけないのかな、そんな思いであります。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 気持ちはよくわかります。しかし、こういうときこそ、何と言ったらいいのですか、町民のサービスを低下させないように住民の要望等について、もちろんバランスのとれない運営はできないと思います。バランスのとれた中でのやりくりと申しませうか、そういうことを考えた中で、今までにいろいろと、町長になるまでの過程の中で町民に申し上げてきたことが多々あるわけです。余り細かいことは申しませんけれども、あるわけです。せめてその中の一つぐらひは、やはりこたえてやる立場になるのではないかな、そんなふうに思っています。でないと、今の国会のやっていることと同じですよ。これから質問しようとするものがあつたのですけれども、何か国が不透明なのですから、聞いていいのか、言つていいのか、正直言つて迷いました。そんな状況の中ではあつても、苦しくとも。その大げさなことしなくもいいと思うのです。人間、待っていますから。絶対これはだめだよ、お金がないのだからだめだ、だめだと言ひ切つていいのかどうか、その辺をもう一度考へてお答え願ひたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

その辺が大変厳しい予算になるだろうというふうに思つておりますけれども、先ほど、現在行つている事業を維持すると、優先的にやつていかなければいけないだろうという思ひを申し上げましたが、あえて新しい事業ということで考へれば、昨日もいろいろご議論いただきましたけれども、実はこの10月に地産地消の協議会が設立できました。これは関係する皆さんに協力をいただかなければできないわけでありませうけれども、ぜひ町のほうも、町でとれる農畜産物、あるいはその状況について支援をしていきたい、そんな思ひはあります。特に土木関係では、現在19号線が進捗状況がご案内のとおりです。ぜひ該当される地権者の方にはご理解いただくように、そして一日も早く

それが開通できるような努力をし、19号線の完成に向けて、これは地権者の方に協力いただかなければできませんけれども、粘り強くお願いをして進めていきたい、そんなふうに思っております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 いずれにいたしましてもバランスのとれた事業を行う中で、金額が高い、低いとは別として、町民の要望にこたえられるようお願いをしたいものでございます。私、建設・経済常任委員会の一人なのですけれども、せっかくだいま町長が19号線の話をされました。私の質問の要旨には入っておりませんが、もしよろしかったら、ちょっとだけ聞かせていただきたいと思っております。

それは、今19号線の関係でカムルのところまで工事が終わったかと思っております。でも、あの件について、町民がいろんなことを申しております。邑楽町は、あるいは近所の方は、なぜここまでやって、あそこの部分を云々。決していい話ではございません。いい話は聞いていませんよ。その中で、ちょっと聞きたいのですけれども、何か町長がかわると即できるかのようなお話も聞いたことがあったのです。でも、実際にはそういう道路にはなっておりません。今町長が粘り強く頑張っていくと、そういう姿勢は大事だと思います。その中で、今私が申し上げたように町長がかわればできるかのようなお話も聞いておりますけれども、そういった交渉等の中で姿勢が見えたのですか、お尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町長がかわればすぐできるというお尋ねですが、以前もそのようなご質問があったかと思っておりますけれども、私はなぜそのようなことが出たのかなという思いです。しかし、これは継続している事業ですから、地権者の方に、先ほども申し上げましたけれども、お願いをする、同意をしていただくきりないと思っておりますので、その努力をしているということは、私自身、町長としてお世話になってから地権者のところへ足を運んでお願いをしているということはありません。すぐできるかどうかということがどういう形でそうなったか、わかりませんが、一日も早くお願いをして同意をしていただくように努力をする、その思いは十分あります。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今、町長の答弁の中でありましたが、私に邑楽町はなぜこういう部分を残してと言った方は、もし相手方が協力してくれれば、さらにきちんとした工事を行うわけです。そうすると、無駄なお金を、税金をそこへ投資するよと。また新たにやるわけですから、その部分については、そういう意味で私に言ったのだと思っております。

現在、こうできていますよね。それが、この建物がなくなれば、ここにやるわけですよね。そうすると、この部分をやり直さなければいけないでしょう。当然どいた部分をきちんとするには、あ

の部分だけ。全部ではないですよ。その部分について、また一部壊してやらなければならない部分があるわけですよね。そういう二重投資をするのが税の無駄遣いだということで、私にそんな話をしたのです。答えはいいです。

次に入らせてもらいます。町政座談会についてですけれども、この町政座談会の件について幾つか質問しようと思ったのですけれども、実は昨日、全協の席で、町づくり座談会報告という、これをいただいたのです。ゆうべ一通り見たわけなのですから、何か理解できない部分もありました。実際に各会場で行われた中でも生の声を直接町長はご存じなので、その生の内容を教えていただければありがたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほどの19号線で答弁は要らないというお話でしたが、今その迂回をしてということとは、先ほどちょっと理解できなかったものですから、失礼したのですが、計画ではそのような考えはなく、建物という話が出ました。何とかその建物の移転をしていただくか、どういうことになるか、わかりませんが、その地権者の方にそのようなことがないようにお願いをしているということです。その迂回道路をつくるという考えはないということでお答えをしておきたいと思います。

それから、町づくり座談会の関係で生の声ということでありまして、4日間にわたりまして実施をさせていただきました。参加していただいた方は131名ということですが、その中で特に道路の関係、それから合併の関係等が出されました。道路の関係、主に出たということなのですが、道路の関係については、一つは県道、県の事業等もあるわけですが、県道の足利邑楽行田線、旧役場の東側の道路ですが、その道路について今多々良川にかかっております堀田橋という橋があるわけですが、その架け替えをするということで進めていただいているわけですが、それらについて大変安全性についてどうかということがありました。それから、県道の足利赤岩線ですが、大根村122号線と交差点があるわけですから、その部分についてどうなっているのかということのご意見がありまして、これについては、おかげさまで県のほうの配慮で調査費、今まで大変長く時間がかかったということもありましたが、県のほうで調査費をつけていただいたということで、つい先日、関係者の方に集まっていただいて経緯等も報告をされたこともあるようですけれども、そのようなことがあったということです。

合併については、町長の考え方としてどうなのだとすることがありました。これについては、私はさきの9月の定例会の一般質問でも議員にお答えをいたしましたけれども、私の考え方については、もちろん町民の皆さんの利益を当然のこと考えなければいけませんし、まず町民の皆さんのそういう意見、そして代表される議員の皆さんのご意見等、十分考えていかなければいけないでしょうということで、将来的には東毛広域圏の関係が理想だという思いはありますと、そのようなこ

とをお話しした経緯はあります。

主なものだけ申し上げましたが、以上です。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 住民の声を聞くということは私は必要だと思います。でも、その中にいろんな意見が、これを見てもあります。一つ気になったので、お尋ねしますけれども、出席をされていない会場がこの中にあります。あわせて、一問一答方式で質問するのはなかなか難しい部分がありまして、1つしか聞けないのですけれども、その参加者がなかったという会場、それにこの資料を見ておりましたらば、これはもう以前からの問題というか、課題になっているのですけれども、多目的ホールという質問等もあります。当然答えられています。今、また戻りますけれども、財政規模というか、財政、経済ががたがたしているときに、なかなか思い切った事業はできないと思いますけれども、このときに答えた話はここに記載されているだけなのですか。これ以外にもっと話されたのだとすれば、お聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 このことについては経緯を報告して、それで最後のほうにありますけれども、そのような考え方で、これはもちろん皆さんのご協力等をいただければできませんので、そのような形でお答えしたということでございます。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今、一つおくれて答弁されていなかったゼロ会場について、どんな感じを持たれたのか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大変失礼しました。

4回の開催をいたしまして、ゼロ人だったという会場については11月16日ということですが、この役場の大会議室を予定したわけです。日曜日ということでもありますので、できるだけ勤めている方等の参加、来ていただくということの考え方から日曜日の日を設定したわけではありますが、残念な結果だったということです。

その原因ということですが、町民の方に、実は10月号のおうら広報で、このような座談会をやりますということで広報でお知らせをしたという経過です。それから、その開催する当日朝のおうら広報で、このような形で実施しますので、ぜひ参加をお願いしたいというお知らせをしたということ。そしてまた、担当のほうから、その関係する地域の、これは16日はちょっと全部の区域という範囲があったかと思いますが、その以外の地域については、関係する地域の区長さん等に、ぜひ多くの方に参加していただくようにということのお知らせをしたわけですが、結果として、この日曜

日はなかったと。過去の例も聞いてみたわけですが、過去に実施したときも日曜日の参加というのは非常に少なかったという報告は担当から聞いております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 これからもこういった座談会等が開かれると思いますけれども、ゼロ会場にならないように。町長はどう受けとめたかわからないけれども、ゼロということはちょっと考えられないと思うのです、範囲は結構広がったのでしょうか。そういうことを考えると、ちょっと残念だったなと正直思います。あるいは、行政に対して全く関心がないのかな、そんな心配もしました。でも、そうあってはいけないのです、本当は。多くの方に出席、来てもらっていろんな意見を聞くためにこういう催しをするわけですから、次回やるときにはそのようなことのないように、うまく調整をしてやっていただきたいと思います。

次の厚生病院の関係に入りたいと思いますけれども、この厚生病院につきましては、もう新聞等でご承知のとおり、また区長会を通じまして署名活動もされました。私、町長に聞きたいのは、署名運動をする時点で区長さんをお願いするということは、何らかの形で区長会を開いたわけですね。全協だったと思います。こんな意見が出たと思うのですけれども、改めて聞きますけれども、なぜこういった問題が発生していながら議会には話をされなかったのか。その点について。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

その前に、町づくりの関係でゼロ人だったということは大変反省をいたしております、今後そういうことがないように十分注意をして進めていきたい、こんなふうに思っております。

それから、厚生病院の関係については、決して議会のほうに報告しないという考え方はありません。たまたま、これは経過を申し上げますと、私のほうに厚生病院の副管理者ということでの連絡ということになるわけですが、11月21日の日に太田のほうで東毛広域圏の議会がありまして、その折に管理者である館林市長のほうから、この厚生病院の問題について相談したいということでありました。その間がわずかな時間だったわけですが、そのことを受けて、厚生病院の小児科の先生が引き揚げをということの、この話はその前に10月29日ごろあったという話ですが、その時点まで、大変申しわけありませんが、承知をしていなかったということ、これはあります。

その中で、そういう状況になるということになりますと、これは大変なことになる。中核の病院、救急体制の病院として大変なことになるということがありましたから、戻りまして、その問題について庁内で話し合いをしました。それが21日ということ、夕方ですが。そして、たまたま休みが入ったかと思いますが、そして26、27日と全国の町村長大会等がありまして不在になるということの中で、実は大変なこと、ぜひ回避しなければいけないということの中から、町民の皆さんに署名活動をということになりました。既にそのときは館林のほうでは、その署名活動をするということとは

既に区長会等で決まっていたようですが、私どものほうに来たのは、おくれて、そういう状況でした。区長会も、その月は特に議題がないということで計画はしていなかったわけですが、署名活動をして、12月の上旬に群大のほうでその案件について協議がされるということがあったようです。したがって、一日も早くその署名をお願いして、そしてそのことがないようにということで臨時の区長会をお願いして、区長さんを通して署名活動を行ったということでございます。

そういう時間的な問題がありましたから、なぜ議会のほうに報告できなかったということについては大変申しわけなく思っているところですが、その部分を優先させていくこと、そしてそういった状況をなくしてもらおうということがありましたから、そのようなことで進んできたわけですが、そのときに、これは21日の管理者の報告のときに、私のほうからは、管理者、副管理者ということではなくて、組合の議員もおられるので、組合の議員のほうにもぜひ連絡してくださいという申し入れはしましたが、後で聞きましたら、そういうことはなかったということで、残念に思ったわけですが、そういう状況の中で大変おくれてしまったということについては、おわびをしたいと思います。その経過としては、12月4日の日に館林市、邑楽郡の町長が知事のほうにお願いしてきた、そういう経過であります。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今、町長のお話を聞いていますと、臨時会を開いて区長さんには招集を願っているいろいろな話をされたということです。もちろん議会を別にないがしろにしたって構わないですよ。構わない。決して文句は言いません。ただ、事と次第によっては、議会の議決を得なければ物事が進まないこともあります。その辺を十分頭に置いて、これからも議会に対する対応と申しましようか、連絡ですか、あるいは議長にだけでもそのようなことがわかりましたら。しかも、この問題は、館林、邑楽、約19万人の生命を守る中核病院ですよ。そんなこともあって、12月8日でしたか、医療事務組合の議員で懇談会を持ち、いろんな意見が出ました。館林もそのとおりでいいです。それで、医療事務組合の議長が厚生病院に行ったのです。そこまで申し上げておきます。そのくらい、むしろ区長さんを優先して、議会のほうが置き去り食ったというのがあったのです。今度はそのようなことのないように。そのまま、ないがしろにするのだったら、したままだって結構ですけれども、努めてそのようなことがないようにお願いを申し上げたいと思います。

時間もないようなので、ひとつこれしっかり聞いてください。厚生病院の関係については、これはもう真剣に、私は副管理者として聞いているわけですから、管理者とよく相談をして、病院との関係プレーをきちんとされて、来年の3月になって、あるいはその前にどうしても群大から派遣されませんよということになったら、厚生病院は産婦人科もないのです。少子化対策云々と言ったって、実際は何も事成ってないのですよね。今度この小児科が、仮にいい結果が出ないとすれば、私は厚生病院離れが多くなるのではないかな、そんな心配もしております。ぜひそういうことのないようにお願いしたいと思います。

次に、定額給付金ということでお聞きする予定だったのですけれども、この問題については、先ほどから申し上げているように国の動きというのですか、考え方というのですか、全く信頼できない、不透明と言えいいかね。不透明ですよ。自分がこの新聞を気にして見ているところは、結構、今にでも年内にやるかのような記事だったのです。11月25日だったのですか。この給付金については、もう本当に今にでもやるかのようなところまで書かれておったのですけれども、昨今は全く話題になっていないですよ。そこで、余り誤解されるような質問もしたくないですから、これは遠慮しようかなと思ったのですけれども、この記事の中に、全国町村会が東京であったのです。それよく見たら理事会ということだったのですけれども、その辺の理事会に出席を当然群馬県からもだれかしているわけです。その辺の中で、この全国町村会の会議の内容、話し合われた内容、それらをもし聞きましたらばお聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほどの厚生病院の関係については、管理者と十分協議をして、たまたまそれがなかったものですからいろいろ混乱した経過がありますので、十分管理者のほうにも申し上げたいと思っております。

それから、定額給付金の関係ですけれども、これは先ほど26、27日と全国町村長大会がありましたと申し上げましたが、その折にこの定額給付金についてもありました。その中身は、定額給付金について、その取り扱いは各自治体、市町村に任せるといような経緯だったと思います。その場合に所得の制限を設けるかどうかということが一つあるわけですが、これについては、私はその前にもメディアのほうから質問がありました。そのことがないように、所得制限を設けなくて、すべての人に支給ができるようにというお答えをした経過もあります。全国町村会の中では、理事会ではやはりそのような考え方で進んでいくということが話し合われ、そのことが町村会の中で報告をされた、そういう経過であります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前11時02分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午前11時20分 再開〕

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 持ち時間が間もなく28分ですか。私もせめて短く申し上げますけれども、お答えのほうもできるだけわかりやすく短くお願いしたいと思います。

裁判の関係に入りたいと思います。先日全員協議会において、町を被告とする民事訴訟の2件に

ついて報告がありました。その後、特に動きがあったら教えていただきたい。

なお、この件については、被告は久保田文芳となっておりますが、現在はあなたが被告になっていることをお忘れなくご答弁のほうをお願いいたしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 全協の後の動きというのは、私のほうでは特にありません。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 特に動きがないようですけども、この2件については、原告の主張が正当性がある、あるいは道理があるか、この辺について町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

この裁判について道理があるかどうかということですが、今、係争中ということになっておりますので、その道筋についてどのような形になっているかというのは、私のほうから特に申し上げることはありません。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今、行われておりますから、そのことについては申し上げられないという、それはわかります。そうでなくして、この問題については結構時間かかっていますから、町長としてどう考えているか。正当性があるのか、道義性があるのかどうか、それを聞きたかったのです。相手方が訴えていることが正当性があるかどうか、町長の考え方を改めてお聞きいたします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大変難しい質問です。正当性があるかということですが、正当性がある、ないということについては別にしまして、そのようなことが起きるということは、やっぱり何らかの原因があったのかなということだけは言えるかなと思います。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今私が申し上げているのは、町が被告になっているわけです。わかるでしょう。それに対して、もちろん相手方は正当性があると思ってやっていることかもしれません。でも、町長としてどう考えられますかというのを聞いているのです。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 町長としては、大変不幸なことであると、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 よくわかりました。仮に原告の主張に、例えば正当性を認めるならば、あるいは今後どういう形に展開されるかわかりませんが、示談とか、和解とかということが当然であろうかと思えます。その際、示談金とか和解金等が発生した場合に、原告が敗訴の場合、今日までのかかった経費と申しませうか、そのお金は多額なお金になろうかと思えます。それを支払うということになれば、当然これは町民の血税になると思うのです。そうでしょう。この点について、町長としてどうお考えですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

仮の話ということになりますね。仮の話ということで答えていいのかどうかということ。答えのしようもないのですが、具体的に金額が発生した場合、原告が敗訴の場合という話でしたが、原告が敗訴の場合に、その後が、ちょっと申しわけありません。大事なあれなので、間違いがあってはいけないので、原告が敗訴の場合に、町のほうの税金が使われることがどうかというお尋ねでしょうか。原告が敗訴の場合、訴えた側が敗訴したという場合に、町のほうの税金ということが、そこはちょっと申しわけありません、理解できないのですけれども。被告の町が敗訴の場合ということになればということにもなるのですが、ちょっともう少し、申しわけありません。具体的にお願ひできればありがたいと思いますが。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 これに関しては全協の席でもいろんな意見がありましたよね、これに近い話の中で。私が今聞いているのは、当然裁判を起こしたわけですから、町としても、相手方にしてもそうですけれども、お金が最終的にはかかってくると思うのです。そのお金は町民の血税なのです。その血税を支払わなくてはならない時点が発生した場合に、町長としてどう考えているかということです。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 支払いの義務が発生した場合には、その時点では支払いの義務というのが、その費用がどういうものであるか、わかりませんが、発生するということはあるかと思えますが、その時点で結審といいますか、終わるということであればということもあると思えますので、もし支払うということが結審で決まるということになれば、これは当然議会のほうにもお願いして、そういうことになるのかなど。原告が勝訴、被告が敗訴ということの場合。そういう答えでよろしいでしょうか。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 これからまだ時間があるかと思えますので、この問題が決着するまでには

努めて勉強をしていただきたい、そんなふうに思っております。

時間の関係もございますので、次に入りますけれども、例えば、これは関連があるのです。例えば今度の問題もそうですけれども、公共事業等において、設計やコンペ等について、設計が仮に終了した場合でも、設計が終わった場合、事情によっては事業実施ができない、あるいは延期される、そういうこともあるかと思えます。こういう例は全国にも、多々という言葉が適切かどうかわかりませんが、あるようです。中には、設計契約をしたからといって、わかりますね、設計契約をしたからといって必ずしも事業実施をしなければならないということも、そういった義務が発生することもあるわけです。必ずしもしなくもいい場合があるよと。

この本件の問題についても、義務が設計契約、設計するときの契約に、わかりますか、設計契約の中に含まれているとすれば、その契約は町長のですよ、契約が入っているとすれば町長の越権行為に当たるのです。というのは、事業のこの問題について入札等が実施された場合に、落札業者が当然ありますよね。出ますよね。そのときに、工事請負契約というのですか、工事請負契約、これは議会の議決を得なければならないのです。あるのです、こういうのが。そういった場合に契約が成立しない。議会の議決を得なければできないわけですから、そのときにこの契約が成立しないということもあるのです。もっとわかりやすく言うならば、ある程度、話が進んで、これもやります、あれもやりますよと言っても、最終的には議会の議決を得なければならない。その前に、町長が勝手に、ああだ、こうだということではできないよということなのですから、これらについてどうお考えですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この件について、この件といいますか、庁舎建設の関係については、5,000万を超えているということですから、当然契約をしても、議決を得るまでは仮契約といいますか、そういう状態であるわけです。議会の議決を得て本契約ということになりますので、議員がご質問のとおりかなと。その前に、議決前にそのことについて長が簡単に変更するとか、どうかということ、その内容については議員がご質問のとおりかなというふうに承知しています。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今申し上げたことは、この庁舎に関係した部分。ですから、町長が仮にその気になっても、最終的には、今おっしゃったように議会の議決を得なければそれは成立をしませんよということなのですから、時間もあと10分。二、三分余計いただければありがたいと思うのですけれども。

そういうことの中でこの問題が、例えば全国の公共団体に、何と言って表現したらいいのですか、悪例、余りよくない例と申しましょうか、そういう例を残してはいけないので、今後このようなことが、ないと思えますけれども、仮にあった場合には慎重にやっていただきたい。当分と申しまし

ようか、現状の経済情勢の中ではなかなか公共事業等も難しいかなと思う中で、いい判断をしていただきたい、そんなふうに思っておりますけれども、こういう訴訟問題などが起きないようにするに当たって、町長の明快なお答えを願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今不幸にして現実にそういう問題が起きているということは、そのとおりです。先ほどこれからの公共事業を行っていく上で、そういった問題を起こさないようにというのは、私もそのとおり、またそういうことが起きては困りますから、そのようなことがないように慎重に進めていきたいという思いはあります。

したがって、先ほど一定の5,000万を超えたものについては、これはすべて、この庁舎だけではありません。すべての工事案件等については、議会の議決を得て、得た後に事業を執行していくということになりますから、その前に仮契約。入札が終わって落札があって、そして仮契約になるわけですが、議会の議決を得るということは、当然その事業についてこのような形でお願いする、そのことについて議会の承認を得るということになりますから、私はそのように努めていきたいと思えます。この問題については議員が承知している部分だと思えますので、控えたいと思えます。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 これからも事業等については、ひとつ慎重に事を進めていってほしいと思えます。

これから質問することは個人の関係に入りますけれども、当然またかと思われる方もおるかと思えます。でも、またかと思う前に、私が申し上げたいことは、議員には議場という、ましてこんな素晴らしい神聖な場所があるわけです。そういう議場でもって大いに話し合い、議論し合い、それがひいては町の将来につながる、そういう場でもあります。ですから、何だ、また同じようなことを聞くのかと思われる方は考え方を改めて聞いてほしいと思えます。

町長が議員のときに、まず議員は議場でやるべきであると。議員として、議会内のことについては当然ここでやるべきであるという考えを持っておられたかどうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 それは議員がご質問のとおり、そのようなことだと思っております。

○横山英雄議長 石井議員、残り4分です。

○16番 石井悦雄議員 時間を長くはいかないですか。次の方、どうですか。

〔「やっちゃえばいい……」と呼ぶ者あり〕

○16番 石井悦雄議員 わかりました。そのようにさせていただきます。

今、お答えはよくわかりました。そういう気持ちがありながら、これは個人の家庭を例にすれば、

家庭内のことをわざわざよそのうちへ、しかもいい話をするのならともかく、中身の悪い話を隣のうちにわざわざ教えに行く人というのは、正直言って少ないと思うのです、家庭のぼろを出すわけですから。今の町長は当時議員のときには、答えと全く異なったことをやったわけですね、行動として。なぜ議場内のこと、議会内のことを場外、司法の手にゆだねたのですか。今はここでやるべきだと、はっきり言っていましたよね。だから、あなたの考え方が全く読めないのです。わからないのです。きょうはこんな神聖な場所ですから、しっかりと本心を聞かせていただきたいと思いません。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議場内でのことについては、先ほどお答えしたとおりです。しかし、私はその議場内での議論が、事実に基づいて行われる、その裏づけとなるものがきちっとされている。そのことについて、やはり議論ということを進めていくべきではないかという思いはあります。これは1年前にもなりますけれども、議員の質問に対してそのようなことをお答えしたかと思いますが、議場だからといって、私はきちっとした事実といえますか、そういうことの裏づけをもとにして議論をする。何でもその対象にしていいのかということの思いはあります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 石井議員、まとめだけ。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 約束の時間ですから、やっぱり守らなければいけないと思います。

正直言って、申し上げたいことを寝ずに考えたのです。今、議長のほうからまとめと言われたけれども、今こうして原告と被告でやり合っているということは、町民に対して決してよくないのです。もしあなたが司法の手にゆだねなければ、こんなことなかったのです。いかなる事情があろうと、議員には議場という特別な場があるのです。それをわかっていると言ったね、今。わかっている、なぜやったのですか。答えは要らないです。こんなことをやっていたのでは、正直言って、いい町できないですよ。あなたがふだん口癖に、私もそうです。住みよい町づくりを目指しています。よい町を目指していますよね。それには決してイコールにならないのです。つながらないのです。その原因は何かといえば、あなたに言わせればいろいろあるでしょう。でも、司法の手にゆだねないで、ここでやっていたらこういう問題はなかったのです。そうではないですか。場合によっては、また聞かせてもらいます。時間がないから次に考えますけれども、それまでよく考えてください。あなたにもし良心があったなら、やはり真意を伝えるべきです。私は謝れとか何か言わない。真意を言うのです。誤ったら誤ったでいいではないですか、人間ですから。そういう姿勢が今日まで見えていないです。

一つだけ言わせてもらいます。これは電話もらったので、メモしておきました。元議員の方から

こんな電話をいただきました。その内容をちょこっと申し上げます。それは、「私は金子を押し込んだよ、応援したんだよ。だけど、裁判を起こしているようなことがわかっていれば、私は応援はしなかったよ。今、議会は何やっているんだ、石井さん」と、先輩から言われました。これは事実だと思うのです。私には、そうですよ、どうだい、思い切って今の町づくりを考えているならば、気になる方もおるかもしれませんけれども、町長初め議員も入れ替えしたほうがいいのではないかと、そこまで言われました。そこまで心配している方がいるのです。当然元議員ですから、それなりに議会の内容は承知しています。でも、結果はこういうふうになってしまったのです。なってしまったのを今さらどうこう言っても仕方がないと言えば、それまで。でも、これからあろうか、あるまいか、わかりませんが、やはり人の先に立つ人は、こういう問題を起こす方がリーダーになるということは、余り私は芳しくないと思います。なぜなら、常に議会がごたごたするから。

それと、もう一つ言いたいのは、なぜ6人を訴えたのかということもあるのです。もしあなたが仮に1人訴えたのだとすれば、5人の方に及ぼす影響も少なかった、多少。そうなると、今の議場内が若干変わる部分もあったかもしれない。6人も束ねて訴えたことが大きな要因になっているのです。そういうことで、少なくとも行政をつかさどるあなたですから、どんなことがあって頭へきて、司法にゆだねるようなことだけはしてほしくない。

以上です。終わります。

〔「答弁は……」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 時間がないですから、終わりです。

暫時休憩します。

〔午前11時53分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

○横山英雄議長 細谷議員より早退の連絡がありましたので、報告をしておきます。

◇ 大野 栄 議員

○横山英雄議長 17番、大野栄議員。

〔17番 大野 栄議員登壇〕

○17番 大野 栄議員 発言通告に従いまして、順次質問をしていきたいと思っております。

第1点目は、道路改良についてです。この道路改良の路線番号は6—82号線といいまして、わかりやすく言えば、篠塚の足利赤岩県道、篠塚駅の踏切を渡りまして北側のほうに行った、100メートル先の東側に行った道路です。そこの道路のところには漬物屋さんの萬屋というところがありま

すけれども、もうちょっと先の場所だと思います。この場所が過日、十数年前になると思いますけれども、南北道路改良に伴って、現在、私が指摘しました道路の一部を現況のまま50メートルぐらいですか、舗装するという計画で予定していましたけれども、その実現ができなかったわけです。それはなぜなのか、お尋ねします。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ご質問の町道6—82号線の計画であります大字中野字新井808番地先の本路線の境界確定測量につきましては、以前に当時の建設課が実施した経緯がございました。結果といたしまして、その当時、確定に至っておりません。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 そういう課長のほうから説明がありましたけれども、町道の確定ができなかったというのが最大の理由と私は受けとめました。町長自身は、その内容をご存じだと思いますけれども、もしわかっていたら答弁をお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

どういう経過になっていたか、存じておりません。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 どういう答弁が来るかなと思って楽しみにしたのですけれども、非常に残念です。あなた、よく承知しているし、聞いていると思います。平たく、わかりやすく言うと山林です。父親である金子義行さんが持っている土地だったのです。そこは山林で、道路改良しようとしたときに道幅が出なかったということは、道路から北側は土地改良してあるのです。土地改良してあるということは、畑だとか町道はちゃんと出ているのです。私も十数年前、そこに立ち会って、あなたの父親もいたのですから。そうすると、結局はその道の路面の舗装ができなかったということは、その辺の道幅が出ないという理由は、西部土地改良が決着済みですから、そのくいは正しいのですよね。ところが、私はあなたの父親が議員のときによく2人で話しましたけれども、山林が30坪足りないのだと。だから、損してしまった。私はそのときに、よっちゃん、栄さんの関係ですから、「よっちゃん、換地するんだったら、きちんと減歩を調査して、そして換地すればよかったのに、どんぶり勘定で欲の皮突っ張っていて幅があるから実測をしないで換地したんじゃない。その結果30坪少ないんだから、しょうがなかんべ」と言った経緯があります。そういうことは、同居しているあなたですから承知していると思うのです。それを、今、答弁の中で、知りませんと言っ

ている。その道路なのです。

そして、そのときに道路改良50メートルしようと思ったのですけれども、それがひっかかって、あなたの父親から今相続されて、舎弟の弟さんが名義相続されていますけれども、北側の2枚が道路を食ってしまっているのです。道路を所有物として食っているから道路が曲がっているのです。私はその測量を見ましたから。それで、ずっと近所の生活環境整備ができないままで今日まで来ているのです。もう土地改良解散してしまったし、50年もたっていると思います。あなたが課長時代にできなかった。父親が議会議員の議長までやってもできなかった。今度は町長だからできるだろうと期待しているのですけれども、その辺はきちんと道路を、あなたとは関係ないと言えば関係ないですけれども、父親から相続されたその土地が弟さんがそういう形で道路を使用して、占拠しているわけですから、何の許可もなくやっているわけですから、その辺の責任は連帯責任として、私はあるのではないかと思うのです。その辺を町長自身どういうふうに考えているか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほど承知をしていないということは、土木課長のほうから確定できなかったということについての部分については承知をしていなかったということで、大野議員のほうはいろいろ話が回ってきますけれども、50メートル舗装しようと思ったけれども、できなかった。そのことについて承知しているかどうかということでしたから、私は承知していなかったと。それはおわかりいただきたいと思えます。

山林が30坪足りなかったかどうかということは、父から聞いたことはあります。その原因がどうということかということとはわかりません。

大野議員の質問ですと、道路を山林が食っていると。占拠しているというお話ですけれども、ご質問ですけれども、これは私の所有ではありませんから、占拠しているかどうか、弟が今所有していますから、それは確認しなければ何もお答えできませんけれども、そういうことでございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 弟に確認する前に、父親からそういう話は伺って聞いているということ、今答弁したでしょう。私とあなたの父親と話しているのですから、親子関係で同居していれば、そんなの日常の中で話が伝わるのです。弟、弟って、弟に責任転嫁していますけれども、あなた連帯責任持たされてしまうわけです。結局、道路を50年占拠してしまっているのだ、父親からずっと。だから、それをきちんと交通整理して、減歩なら減歩、道路幅を出さないと、道路を占拠して、あなた使っているわけですから、あなたの舎弟が。父親から相続した部分の。くいがちゃんと土地改良で、くいしてありますから。人の家がやっぱり道として使われてしまっているのです、北側が。だから、調査しなくてもそれはわかっていると思うのですけれども、道幅を調査してどうするのか。

調査して、いつまでやらせるようにするのか。具体的に言っていないと、その辺の確定ができないに至って今日50年来てしまっているのですから。それをまず整備しない限りは、地域の道路改良はできないわけでしょう。確定ができないから、未舗装なのですから、ずっと。あそこのところ、住宅ありますよね。

できるならば、財政が許せば片側側溝で拡幅できればいいなと思っているのですけれども、なかなか今の現況の中では路面を塗る程度が精いっぱいかなと思う部分もありますし、それすらもできないのです。道幅が出ないわけで。あなた、道路食ってしまっているのだから。あなたの父親が食って、それでそれを相続したのは弟ですから。だから、連帯責任あるのです。それをいつまでにきちんとやって、調査するだけではだめですよ。早急にやらないと。あなたも町長になった以上は、そういう連帯責任出てくるでしょう。きのうの予算の中で、道路の占拠、電信柱、電柱だとか、そういうもので使用料徴収するのだと議決されましたけれども、道路使ってしまっている、違法でしょう、勝手に、無断で。50年間分さかのぼって税金払ってもらいたいですよ。早急にやっぱりきちんとした今の公図にあるような道路にするように連帯責任が私はあると思うのですけれども、いつそれをやるのか。このままだと、あなた、しらばっくれてしまいますからね。私、3月の議会で、その後どうなったのですかと、またずっとやるまで言わなくてはならない、この問題で。

私は、そういった点では、またここであなたがいつまで、どういう形で、どういう方法で考えられるか、その思い、考えがありましたら答弁願います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

弟の土地が道路を占拠している。大変聞きづらい話です。決めつけているのですね。占拠しているかどうかということ、先ほど土木課長のほうが確定できなかったという話がありましたけれども、占拠しているということはどういうことだろう。私、わからないのです。大野議員がきちっと調べて、確かにそこは占拠されているということであれば、どうしようということにもなるのでしょけれども。ですから、先ほど弟に聞いてみるという話をしたのは、そういうことです。何が占拠しているのかどうか、私もわからないのですから、ぜひその占拠している部分についてお聞かせいただければありがたいかなと。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 あなたは質問者の質問をきちんと聞いていないですね、聞いているようで。私言ったでしょう、今。南北の道路改良に伴って、50メートルをついでにやろうとして道幅を出したと。土地改良の測量は、私、見ているのです、赤いくいを。立ち会ったあなたの父親も見ている。私も見ていると言ったでしょう。何が根拠ではないでしょう。現実のことを言っているのでしょう。私は立ち会っていたのです。言ったでしょう、私は。あなたの父親もそれを見ている、くいを。私

も見ています。これでは難しいから、現状維持の中で道路舗装できないということで解散したのです。何を根拠にではない。人の話をよく聞いていればわかるでしょう。それが根拠です。見ているのですから、あそこ掘れば赤いのが出てきますよ。何言っているのですか。説明したでしょう。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大野議員はそのようにお思いなのでしょうが、おやじから、父親からそういう話は聞いていませんし、弟が占拠しているということですから、弟のほうにも、どういう経過になっているか、十分聞いてみたいと思います。

私は兄ですから連帯の責任があるという話ですが、私は特にその連帯についてどうこうということについては、そういうことの部分については責任があるか、ちょっとわかりませんので、その辺もちょっと調べてみたいと思います。少なくとも道路を占拠していることはないというふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 だから、あなたがそう思うのはいいのですよ、勝手に思うのは、占拠していることはないって。でも、事実に基づいて、30坪、山が、山林が現況届より足りないということは聞いて知っているのでしょう。その30坪、食ってしまっているのではないのですか、道路で、想定できるのは。言っていることが、町長、つじつまが合わないのです。おやじから30坪足りないということは聞いています。その30坪、どこへ行ってしまったの。結局は調べて、きちんと調査をして、自分の力で全部やって、あなたが町長だから、地域の人、みんな道路管理できない、迷惑かけているのですから。おやじからもそういう話聞いているし、今までできなかったことなのですから、今度町長になったのだからぜひそれはやってもらいたい。事実確認が、そういう形で、くいが入っているわけですから、ひっこ抜かない限りは。道路あるわけですから。道路のところ確認して、私は見ているのです。あなたの父親も見えています。

だから、それをきちんと現況の図面どおりにしていかななくてはならない責務もあるし、そういう町民がいれば、あなたの舎弟、弟だったら行政指導するの当たり前でしょう、町道使っているのですから。と私は思うのです。だから、町長自身これからどういうふうにして、いつまでどういうふうにしていくかって、その辺のこれからの自分の考えがありましたら言ってください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その道路、現在道路があるわけですね、北側にもね。その道路を、道路と認定されていると思います、何メートルの道路だかわかりませんが、その道路が現在あって、弟のその山林は、その道路を使っているということが、道路を占拠している、使っているということが、ちょっと私も理解できないのですけれども、現在道路がありますと。道路がある、その部分

については北から来たのが何か土地改良でくいが入っている。そこまでは確定していると思うのです。南に線路がありますけれども、それからずっと来て、その道路が3メートル、公図に載っていると思うのですけれども、道路台帳に。その面積があれば、今大野議員が言うように弟が占拠しているということにはならないと思うのですけれども、30坪足るとか、足らないとかということよりも、以前はそこの道路はなかったわけですね。私はそういうふうに父親から聞いておりました。土地改良をやってその道路ができたのだと。3メートル道路が。そのできているのを弟が占拠しているということであれば、これは。ですから、私は弟に調べてみますというのは、そういうことなのですけれども。

その道路が、何と言ったらいいのですか、ないのであれば、これは大野議員が言われるとおりがもしれませんけれども、現にあるわけですから、使っているわけですから。そこがちょっとわかりませんので、弟に十分、どうなっているか聞いてみたいと思います。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 随分と物わりの悪い町長ですね。今あなたが言ったように、道路から北は土地改良済みなのです。山林は未整備なのです。きちんと、だからくいは打つてあるのです。いいですか。道路から北のほうは土地改良済みですから、きちんとしているのです、50年前から。そのくいを中心にやってくるでしょう。結局は道路を舗装しようとなったときに、その道路がとんでもないところへ行ってしまうているのです。どんどん、どんどん、食ってきてしまっているから。30坪足りないところを。では、何でくいが道路のこんなところに出てくるのですか。だから、道路確定ができなかったのでしょうか。物わり悪いですね。さっきから何回も同じこと言って。理解しないのは町長だけで、課長と議員はみんなわかりますよ。だから、今後どうするのかということ。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

物わりが悪いかもしれませんが、ちょっと理解ができないものですから、あのようなお答えをしたわけですが、今、担当課長に聞いたら、3メートルというふうに申し上げましたけれども、3メートル程度というふうなことのようです。なぜかという、大野議員が言われるように、占拠しているかどうかはわかりませんが、南側の弟のほうの土地が確定していないということがそういうふうにつながると思うのですけれども、しかし、私は弟がその道路を占拠。現在あるわけですから。道路がないのだと、その道路が通行できないということであれば占拠ということにもなるでしょうけれども、道路がきちっと利用されていて、幅員が現状何メートルあるかわかりませんが、利用されているわけですから。北から正確なくいが打たれている、そこはもう確定はしているようでも、確定している。その確定しているところから3メートル程度という話ですけれども、その部分があれば、道路としてあれば、それは占拠しているとかそういうことにはなら

ないのだと思うのです。

ですから、一方的に、弟が道路を占拠しているという話をされても、私は聞きづらい話なのです。事実そのようなことであれば、大野議員が言うように、それは困ると、そういうことのないようにしてほしいということは、きちっと指導はしますけれども、そのことが自分自身理解していないものですから、物わかりが悪いかもしれませんが、理解ができない、そういうことです。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 全然町長の考え方おかしいですよ。現在道路があるたって、その道路が町道ではないのです。一部町道だけれども、あなたのところが使ってしまったから、路面ができないのです、いろんな意味で。土地改良やった土地のくいが、みんな南のほうにずれてしまっているのです。だから、路面できなかったのでしょうか。きちんとできていれば。だから、自然にそういう意思が、不法に占拠しているという過激な言葉を言われて、結果的にはそうなってしまうのです。結果的には町道を食って山林として利用していると言われても過言ではないですよ。

では、その先、進みましょう。あなたが関係ないといえば関係ないけれども、関係あるったら関係あるのです、父親の相続。でも、一町民が町道を無断でそういう形で使っているとすれば、それは撤去してもらわなくてはならないし、そういう行政指導をしていく責務があるでしょう。それをいつまでやって、いつまできちんと道幅の、先ほど課長が言ったように、道幅の確定をできなかったからできないって答弁ありましたけれども、占拠している部分はどいてもらわなくてはならないでしょう。そういう指導、いつやるのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

そのようなことがあれば、弟に十分そのようなことがないように指導はいたしたいと思います。いつまでにということと言われても、測量とか、あるいはいろいろ手続的なこともあるでしょうから、いつまでということは申せませんが、ただ、私はそのようなことはないだろうというふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町民が無断で道路を使っているということであれば早急にやりたい、そういう行政指導をやっていきたいということですので、3月にまた、その後どうしたかということで、また私質問しますので、そういう方向できちんと町民である弟さんに指導をしていただきたい。町長なのです。わかりましたね。次、進みます。

次は、教育の現況と課題についてという題ですが、まず最初に、公民館施設の管理運営の答申は、この間、課長のほうから説明があったのですけれども、この答申について町はどのように考えているのか、お尋ねします。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 社会教育のあり方についての教育委員会の諮問に対して答申が出ているけれども、それについてどう思うかという質問でありますので、私のほうからお答えしたいと思います。

社会教育全般は、これは町民のための行政ですので、答申が教育委員会の考え方とはちょっと方向性には違うと思いますけれども、しかしながら社会教育委員さんはそれぞれ手分けをして、公民館利用者団体等と本当に情報を得て、そしてしかも自分たちの社会教育委員会議の中で、私も会議に何回か出席させていただきましたけれども、相当な議論を重ねた上の答申でありますので、私はこれを真摯に受けとめて、方向がちょっと教育委員会の考えと違いますけれども、真摯に受けとめて、また21年度からの社会教育行政をどうするかというのを教育委員会で議論しながら21年度の方針を出していきたいと、そういうふうに思っているところです。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 教育長の答弁の中で、答申を尊重していきたいと。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

さて、この答申のことが出されたのですけれども、課長、公民館の改修等、あの辺一帯を含めてやるべきものではないかと私は思うのです。公民館の諮問は長柄と中央公民館の一体化ということですが、中央公民館はあのままで一体化ということは、私、考えられないと思うのです。もしそういう形で想定するとすれば、まず公民館を改修をしていく中で長柄公民館の一体化とか、どこどこの一体化というのは想定できますけれども、今のあれは、あそこそのものを何とかしてはならない問題が先なような気がするのです。改修にはいろいろありますよね。一部直すのも改修、全面直すのも改修。どういうふうに考えていますか。庁舎の跡地も含めて、消防の跡地、そして保育園の跡地も含めて全体的な、あと小学校のプールの老朽化も含めて、あの辺の一帯を、児童館も含めて考えていかななくてはならないでしょう。どういう考えですか。それで、この答申は何年ぐらい尊重するのですか。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 お答えいたします。

邑楽町公民館を中心としたエリアの検討というふうな話でございますが、邑楽町公民館につきましては、社会教育法で定められております公民館というふうなことで、地域住民の方、またほかにも地区公民館というふうなことで長柄公民館、それから勤労青少年ホームというふうなことで、その3館の中心的な役割で邑楽町公民館が運営をされているというふうに位置づけをしてございます。周り全体の利用計画というふうなことになりますと、今、私一存と申しますか、考え方と申しますか、申し上げられないという状況でございます。

それから、もう一点の、この答申の期間というふうなこと、これからどこまで行くのだというふうな話でございいますが、先ほど教育長のほうからも話があったとおり、21年度の社会教育計画の中で、教育委員さんを初め検討して、答申について尊重していくということになるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 全体的な公民館を中心に、役場の跡地も含め、旧中央保育園、また中野の児童館一体の整備、どのように使っていくかということも大きな課題だと思います。その中に公民館の位置づけがあると思うのです。ですから、私は諮問をするときには、全くその辺を白紙で、長柄の公民館と中央公民館が一体化というのは時期尚早だと思うのです。そういう計画が出ていく中で、いろいろな考えを着実に進めていくのが筋だと思うのです。公民館だけ、あの老朽化の中でぽつんとやったところでも、私はいい成果、効果が出てこないと思うのです。

それから、もう一つ、私は人事の問題で、この間、話しましたよね、人事異動の問題で。あなた、産業振興課から今度生涯学習課に来ました。その点で、今度お兄さんが町長になったわけですから、非常に自分の、産業振興課は今大変ですから、その場所から今度いいところに来たから、いい思いしているのではないかなと私は思いますけれども、そういった点では仕事が非常にやりいいですか、やりにくいですか、お兄ちゃんが町長で。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 お答え申し上げます。

私に与えられた職務を全うする、そういう考えで日々仕事をしております。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 そういう答弁が来るかなというふうに想定はしていたのですけれども、しかし人事権は町長にあるし、お兄ちゃんにあるし、与えられた職務を全うするしかないと思いますけれども、そういった点では、みずから、課長がみずから、仕事云々ということで、職務命令がなくても自分から辞任ができるのです、幾らでも、自分自身の問題として。そういう方だって、課長で降格をさせてくれと言う人がいるのですから、公民館の館長だっていろいろいるわけです。だから、自分自身の判断でできることを指摘します。わかりましたか。こんなのないのですからね。兄弟で執行者。いろんな人から批判出ているでしょう。職員だって、課長だって、議員だって、おかしいと思っているのです。それもただされても、すました顔して、お互いに。職務を全うするのは結構ですけれども、自分から遠慮することも一つの方法だと私は指摘して、次の質問に入ります。

次は、教育長にちょっとお尋ねしたいのですが、過日も若干、学力テストの問題でいろいろ質問

したと思いますけれども、業者の、国の学力テスト、また教育委員会としてのテストについての考え方。また、今、国の学力テストが2年連続でやられたわけです。全国で、群馬県、この辺は平均的だなんていう公表結果が出ているのですけれども、公表をしろとか、しないとか、大阪の知事なんか、くそ教育委員会とか、いろんな形で話題を広げてきたのは事実です。しかしながら、やっていない教育委員会もあるのです、全国に。何のペナルティーもないのです。

国は毎年、毎年何十億の金をかけて、毎年ですよ、この学力テストをやる必要があるのかどうか。それで、教育委員会としてもやっている、基礎知識、算数と国語、毎年、毎年やる必要があるのかどうか。結局は競争をあおって、結果が欲しいわけでしょう。各学校間とか、地域だとか。競い合うわけでしょう。子供の学力だとか、到達度というのは、現場の担任の教師が一番よく知っているのですよね。そこに信頼して託してあるわけですから、教育委員会は安心して任せて、教育委員会が基礎学力がどこの学校が平均何点だ、ここの学校がいいの、悪いの、到達しているとか、していないという、結局は競争をあおるし、現場の教師にも負担になるし、子供はそのことによって計算やったり、漢字やったり、毎日、毎日、試験目標で、ほかのことも削りながらやらなくてはならないということで、非常に負担もかかるのではないかなと思うのです。その辺はどうでしょうか。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えをしたいと思います。質問が幾つもあるので、整理ができないかもしれませんが、もし漏れていましたら再度してください。

まず、毎年何十億もかけて学力テストをやる必要があるのかということですが、私は毎年やる必要はないというふうに思っています。しかしながら、これは県のほうにもちゃんとお伝えをしてあります。県から国のほうには、毎年やる必要、その目的が子供たちの学力の程度を見るのであれば、毎年やらなくていいというふうな言い方で、国のほうにもきちんと県のほうから伝えてあると思います。私自身は毎年やる必要はないというふうに今申し上げましたけれども、先生方は毎日一生懸命授業をしてくれて、子供たちに学力をつけるように授業も一生懸命やって、授業研究もしてやっているわけですが、それが本当に、私自身は将来的にはこの子供たちは邑楽町だけの人間ではないと。これは国、あるいはグローバルな時代になれば世界の人間に羽ばたいてほしいという思いがあるわけです。そのためには、この子供は今邑楽町の先生方、一生懸命やってくれています。だけれども、全国的なレベルでいくとどのくらいなのだろうかというのをやっぱり先生がきちっと意識するということが、私はうんと大事だというふうに思います。意識することによって子供たちにまた、こんなに一生懸命やっているのだけれども、なぜ子供の学力が上がらないのだろうかというのを先生が意識してもらって、意識改革をして、それで授業改善なりをしていただいて、それでまた子供たちに当たっていく、そういう姿勢が大事ではないかなということで、私は国がやっている間は、三、四年、ちょっと邑楽町のレベルは1回だけではわかりませんので、何年か見て

みたいなという気持ちは、まずあります。それが学力テストに関する問題です。

それから、競争目当てに競い合わせているというようなお話ですけれども、そういう競争のためにテストをやるのであれば、私もこれは目的が違うなというふうに思っているところであります。そのことから言っても、邑楽町でやっている基礎、基本テスト、名前変えたのだけ、ちょっと名前を変えたのですけれども、とにかく基礎学力を身につけるために何が必要かということで、私自身もいろいろ考えて、とにかく最低限、読む、書く、計算する。これはその学年でやったことは最低限子供たちに身につけさせて、次の学年に送ってくださいよということで、本当に基礎的な学力だけは担任をした先生が責任持って身につけさせる。そして、次の学年に送る。そういうふうな気持ちでぜひ子供たちに勉強させてくださいということです。国の学力テストも、学習状況調査というのが一緒になって検討されておりますけれども、あれを見ると、やっぱり家庭である程度勉強していないと、なかなか点数とっていないですね、個人的にいろいろ細かく見ますと。ですから、そういう意味でも家庭学習の定着とか、いろいろ条件がありますけれども、とにかくいろんな方法で、最低限、その学年で勉強したことは身につけさせて、次の学年に送ってくださいと。そして、中学校3年生卒業するときには、それなりの学力を持って高校なり社会に出てもらうと。そういう気持ちで、私は先生方をお願いをしているところであります。

ですから、競争をあおるためにやっているのだと言われれば、そういう見方もあるかもしれませんが、私の意識の中にはそんなことは一切ありません。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 過日、新聞報道によりますと、国際的な学力の調査をやった結果が出ていますよね。これはお読みになりましたか。お読みになっていれば説明しなくて済むからいいですけども、この中で日本はまあまあ水準です。ただ、一番問題なのは、中学生ぐらいになると理科が楽しいというのが半分近くで、あとはそうではないということ、物すごく劣っているという報道もされています。ということは知識としての詰め込みだけで終わっている結果でしょう、この表現を見ると。だから、点数はいいかもわからないけれども、中学生ぐらいになって応用が出てくると、その知識、理科の楽しさだとか、そういうものがほかの国から比べると物すごく半減しているという問題提起なんかもされていますよね。

先ほど教育長が言ったように、この国際調査だって毎年ではないのです。5年とか10年に1回。だから、国だとか教育委員会のそういうテストも、どの程度、到達しているかどうかというのは、何かの判断にするということであれば、毎年やるお金があり余っているのだったらいいですけども、国が相当な借金抱えているし、その必要はないし、教育長としても連携して、群馬県でまとめるとか、群馬県でできなければ館林、邑楽郡でやるだとか、そういう申し入れをやっぱり県だとか文部科学省にやる必要もあるのではないかと。

そして、教育予算です。来年からまた教育課程が変わってきます。内容も変わってきます。今の教科書はイラストがすごく多いのです。漫画みたいな、こういう説明みたいの。それを今度なくして、計算だとか、漢字だとかいうのを多くしていこうということで、教科書が若干変わるようです。そういう中で、教育予算は、それでは今国際的な学力の中でどういうふうな教育予算になっているのかというと、先進国では一番最低です、日本は。日本は最低です。だから、教育指導要綱を出すときには、まず最初に教員を増員して、30人学級実現のために現場の教師をふやしてやるというのが前提だったのですけれども、お金をかけるところは一切ゼロで、そうでないところ詰め込んでいるのです、教科をふやしたり何か。そうではないと思うのです。だから、その辺も物すごく矛盾していると思います。

例えば、OECD、経済協力開発機構、30カ国の加盟の国々を見てみましょう。学校や大学などの教育機関への財政支出がGDPに占める割合を見ると、その国がどれだ教育を重視しているかがわかります。データのある28カ国のうち、日本は3.4%と最下位。家計に重い負担がのしかかっていることもデータは示しています。大学や短大など高等教育にかかる教育費のうち、家計が負担している割合は日本は53.4%に上ります。ところが、他の国は、比較的高いアメリカでも36.1%、ヨーロッパ諸国はほとんど家計負担がなく、スウェーデンはゼロです。特に各国の学費は、その差は歴然とあらわれています。例えば日本では、大学の初年度納付金、授業料、入学金などは、国立大学で約80万円、7割の学生が通う私立大学では平均130万円に上ります。奨学金は利子つきが中心で、まるで教育ローンのようなのが今実態だと。一方、OECD諸国では、スウェーデンやフランスなどは3分の1の国は授業料が無料です。ドイツのように一部有料の国はありますけれども、返済しなくともよい給付制奨学金も充実しています。アメリカでは7割の学生が通う州立大学で授業料50万円台ですが、44%の学生が給付制奨学金を利用しています。高校の授業料は、アメリカを含むほとんどの国で無料です。日本の学費の高さは国際的に異常です。貧困と格差が拡大する中、高過ぎる学費で学ぶことを断念する若者が最近ふえているのが重大です。教育を受けることは基本的な人権であり、経済的理由で妨げられるべきではないと思います。若者が新しい知識や技術を身につけることは、社会発展にとっても不可欠な営みであり、社会全体にとっても貴重な財産になると思います。世界の国のように教育予算を増額して、世界一高い学費を軽減する政治、教育委員会の提言も必要とされると私は思います。

現実、私はいつも全員協議会の中でも、教育の中にも経済格差があるのだということを言ってきました。そして、高校に通いたい、大学に通いたいけれども、学費が払えなくて中退した人たちがどのくらいいるのか、把握あったら言ってください。

それから、あと町の奨学金制度が必要。入学金だとか、学費だとか、そういう奨学金制度もまだ確立されていないようですが、町のそういう奨学金制度は必要だと思いますが、それらも含めてお願いします。

また、教材費の関係ですが、今、学校で業者が入って教材を売っております。経済格差が入っていく中、例えば縄跳び一つ買うのにも、印刷された中で、希望者に業者の袋を全員に渡します。あんな縄跳びなんかは、保育園で手づくりの縄跳びをつくって、うちにあるもの。例えば縄跳びをいつごろから使いますから家庭にあるものを用意しておいてくださいと。百均でも売っているし、保育園、幼稚園からも持っています。袋を渡されれば、子供たちはみんな飛びつくでしょう。習字もそうです。習字の道具。あんなもの、安くどこだって売っているのです。例えば、習字の授業がありますから、業者のそれをばあっとクラスで配るのではなくて、こういうものとこういうものがあるけれども、家庭で用意できるものは、下敷きと筆を買えばいいでしょう。筆なんていうのはピンからキリまで。お正月の書き初めでやる程度ですから、それでご飯食べていくわけではないですから、教科の一つとしてやるわけですから、何だっていいですよ、太筆だったら。それも、業者優先のそういう袋できれいに出土ているのです。ばあっとやれば、子供は低学年ですから、飛びついて、買って、買ってと言うでしょう。買いたくても買えない人はどうするのですか。だから、現場でそういうものが今当たり前のようにになっている。やっぱりそれは、こういう時期ですから、教育委員会としても、そういう業者の袋を無差別にやるということはいかかなものかというのを指導しなくてはならないでしょう。教科で使うものは、家にあるものでいいのです。安いものを買ってきたっていいのです。業者の、しかも、あれ定価でしょう。例えば、1,000円のもの1,000円ですよ。ほかで定価で売っているところありますか、スーパーや何かで。

だから、そういうふうにこういう格差社会が教育の現場にも出てきているということを実際に受けとめて、義務教育なので、ぜいたくがない、当たり前のことができるようにしなくてはならないと思います。ちょっと何点か言いましたけれども、時間がないので、詰めて答弁求めます。短くね。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 大野議員、一問一答式なので、なるべく1問だけ聞いていただいて、それに対して答えるようにさせていただきますと。

〔「時間がないから……」と呼ぶ者あり〕

○川田定昭教育長 そうですか。済みません。

○横山英雄議長 質問者は気をつけるように。質問者が気をつけるように。答弁はそれで結構です。

○川田定昭教育長 申しわけありません。

前段のほうはちょっと外国的ないろんなことがありましたけれども、格差社会であるので、教育予算をぜひ増額をして、子供たちに対等な教育を受けさせるような方策を教育委員会でも考えろということだと思えます。私もそのことについては大賛成ですので、十分受けとめて対応したいというふうに思っております。

それにかかわって、いろいろ学校で使う教材につきましては課長のほうがきちっと把握していると思いますが、私のほうは細かい点、把握しておりませんが、大野議員が言いますように、できるだけ家庭にあるもので使えるものについてはそれを使うというふうなことは、これは大切なことだと思いますので、その辺のところはまた学校のほうの指導もきちっとしていきたいというふうに思います。

それから、奨学金を町としてもつくったらどうかというようなお話ですが、この辺につきましても、現在は邑楽町は奨学金制度は高校生以上はありませんけれども、現状はちょっと難しいかなというふうに思っております。県のほうではいろいろあるようですので、そちらを利用するよいうということで指導はしたいというふうに思いますけれども、そんなところで答弁にかえさせていただきます。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

〔遠藤幸夫学校教育課長登壇〕

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、私もわかる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、1点目の教材につきましては、過日、これは黒川議員のほうからのご質問がありました。もったいない精神の盛り上げをちゃんとしろということでありまして、これらにつきましても、特に各4校の1年生の主任の先生が集まりまして、現在そういった品物につきましても、業者を集めて、それぞれの単価等についても十分検討して、できるだけ安くいいものということで検討をしているところでございます。

それと、ここにも幾つかありましたけれども、奨学金につきまして、これは教育長からもお答えがありましたけれども、現在近隣では、太田、館林、千代田、明和町、それから板倉等もありますけれども、それぞれ内容が異なっております。特に全体的に言えますのは、最近、教育ローン等も大変普及しまして金利も安いということで、こういった事務的な手続が面倒だという点もあるのかもしれませんが、なかなか利用者が少ないという点もあるようです。実際は民間市中銀行の教育ローン等の対応が多いというふうにも聞いております。

それから、途中で経済的な理由でやめてしまう人がどうかというようなことで、実際、きのうは中学校と高校の連携会議がありまして、そういった中で確認をいたしましたところ、邑楽町から今高校へ行ってやめた方が1名いるということが出ております。この1名については、そういった経済的な理由ではなくて自主的にやめたということでありますので、特に今回は議員がおっしゃるような経済的な理由とはちょっと違うかなとは思いますが。

それと、高校まで諸外国では無料化ということですが、これは中高一貫が多いからかと思えます。

私は以上で回答を終わりたいと思います。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 大変申しわけないです。時間がちょっと迫って来てしまったのですが。

この間、ノーベル賞の授賞式が行われました。益川さんという方、非常にユニークな方で、いろいろなインタビューの中で答えたことが物すごく耳にあるのですけれども、今の子供たち、ある意味では教育公害であると。気の毒のような気もすると。もっと子供は自然とともに生きていくのが望ましいと私は思いますということ、マスコミ、テレビを通して、はっきり言っているのです。

やっぱり私も、学力も必要だが、一番大切なことは人間としての基礎知識、人格の完成だと思うのです、人づくりというのは。大学を出て仕事をして、急にその営みができなくなったりしている方がたくさんいるわけです。だから、そういう中で人間として自立と人格完成に当たるのが今の教育の根本的な課題ではないかと思うのです。そういった意味で、けさのNHKのニュースでも教科書が変わるなんていうことも報道されて、現場の教師がいろんな形で考えていると。やっぱり教育は数値で評価するものではなくて、子供にはプレッシャーを与えないような指導が必要だと思うのです。過日、臨海学校が廃止ということで、町も廃止だと。その日に、新聞をお読みになったと思いますが、茨城のほうの水族館の館長が群馬県に誘致で、ぜひこちらに来てくださいという宣伝に伺ったと。ちょうどその日が、私が教育長に言っているときです。だから、それらも含めて、町独自でなくても、そういう海の体験、山の体験、いろんな形で自然とともにできるような指導も大切ではないかと私は思うのですけれども、教育長、短く答弁で終わらせてもらいます。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 今のお話、私も大野議員が言うとおりでというふうに思っております。ですから、各学校のほうにお願いしているのは、できるだけ自然体験、いろいろな体験ができるような教育課程を組んで、授業時数の問題もいろいろあって大変なのですが、できるだけ組んで体験なり経験をさせてほしいと。そういうことは常々申し上げております。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 2時05分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時20分 再開〕

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 次の質問に移ります。

次は、町長になられて、就任されてちょうど1年になります。この間、いろいろ、町長になって、事業、考えがおありでしょうけれども、合併問題については町長はどのように考えているのか、自分の考えを述べてください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

合併問題については、過去に西邑楽3町の合併の経過ということがあったわけです。その後、現状では、その部分については大泉町が太田との協議を進めているということで、その分については現時点では無理でしょうということを9月の議会でお答えをしたかと思えます。

それでは、これからどうなのかということになるわけですが、私はこの合併問題については、本当にいろいろな条件といいますか、要は町民の利益になるということを考えなくてはなりませんし、あわせてそのことが町民の皆さんの合併についての意見の集約がなされなければならない。あわせて、町民の代表であります議員の皆さんの考え方ということについても、やはり重要な点であるというふうに思っております。現時点でということ言えば、そのような状況を考えますと、私は合併についてはまだそういった機運というのではないのかなと、こんなふうに思っております。

〔「何がない……」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 盛り上がりですね。合併についての盛り上がりかという意味です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長は、記者会見で西邑楽3町合併推進ということで立候補して当選された方ですよ。今でもその考え、お持ちでしょう。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その考え方は過去に議員にお答えしたことがありますので、現時点では3町の合併ということは難しいかなと、そういう認識しております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 これは、町長、重大発言ですよ。あなたは議員当時に、西邑楽3町合併しないのは久保田町長が悪いからだって首切りに行ったでしょう。1年もたたずに、西邑楽3町合併は難しいって。何で久保田町長に辞職勧告出したのですかね。そんなものではないでしょう。提出者が千金楽議員以下9名の人たちで、この原案をつくったのは、当時の金子議員、現在は町長。ワープロ打ったのは、当時の後藤議員であるということが、もう明らかになっているのです。それで、不信任案を町長に出してきた。これはギネスです。邑楽町でギネス。町長不信任案を出してきたというのはないのです。ないことをやるということはギネスです。それ以上飛び越えられないのですから。

そして、あなたは、今、そこまで町長の首を切りに行きながら、現時点では考えられないって。一連の始まりはそこから入ったのではないのですか。今、吉井町が過去の邑楽町と同じようなことやっています。住民は合併しろ、合併しろ。議会はそれ否決した。そして、何回やっても議会はだめだ。それで、吉井の住民たちは議会解散リコールですね。署名を集めて、七千幾ら、八千幾ら集

めて選挙管理委員会に提出という報道はつい最近ありましたよね。そういうのが住民運動の正しいやり方でしょう、吉井町みたいな。あなたを先頭に、こういうふうな形で住民投票やるというのも結構ですけども、それが突破口になって、久保田町長が否決したのではないのですよ。議会で否決したのです。町長の首を、西邑楽3町合併できないのは町長のせいだって、あなた、不信任案出したでしょう。原案つくって、後藤議員がワープロ打ったって、そこまで明確になっているのです。署名をしていって。そうではないでしょう。議会は解散でしょう。議会が決めたのだから。町民がそういう、西邑楽3町合併を推進したければ、そういう議決ができない議会は解散だということで解散して、新たに町民に信を問うて議会を構成して、また新たに合併問題どうだというのが筋でしょう。あなたは、40年近く、39年ですか、役場職員にいるから、みんな信用してしまっているのです、いろんな意味で。やり方は、テクニックは吉井町が正しいやり方ですよ。そこから、もう邑楽町は混乱、混戦してきたのです。議会で決まったのに、場外で。名前を挙げて、どんつか、どんつかやってきたでしょう。それで、そのせいは邑楽町の町長が云々ということを書いてきましたよね。実際にはそうではないでしょう。

町民の投票の中で、わずか123ですか、僅差で。合併推進協議会を法的に設置することは決まりましたね。それで、特別委員会をつくって協議してきました。3回目か何かですか。ずっと傍聴に行っているからわかると思いますけれども。そういう中で、場所の、今の大泉の庁舎がある朝日町に事務所を置く云々でもめたのです。そのときに、町長も助役も、このところにしなさいと。まだ庁舎はできていませんから。そうすれば、全部提供するし、積立金のお金も提供して、ここに事務所を置くということで主張したのです。それが通らないで、採択をして、それが賛成多数で、事務所は朝日町に置くって決まったのですよね。それで、突然、首長の考えが合わないから休止と言ったの、大泉の町長でしょう。そういう経緯知っているでしょう。それが何で久保田前町長のせいなのか。そういうことで、あなたは首切りに行ったのです。それで、今簡単に、私は西邑楽3町の合併推進のために町長に立候補しましたって、3町合併は無理でしょうなんて。そんなのあるかいな。

そして、合併問題の座談会、その中で、あなた、どういう発言しているのですか。議会でも言わないようなこと言っていますね。議事録、もらったばかりですよ、これ。もらったばかり。合併問題について町長の見解聞きたい。1ページに出ていますよ、1ページに。いいですか。朗読しますよ。「過去の経緯から合併については町民の皆さんの代表である議員の皆さんとの話し合いと、町民の皆さんが合併に対する考えが高まってこなければ大変難しいことだと思えます。また、邑楽町は太田と館林の中間に位置しているので、なお難しいかなと思えます。また、国の道州制という動きもあります。理想の形としては東毛広域市町村ということですが、すぐにはできませんが、将来的には財政、サービス面からいっても太田、館林を含めた広域行政がよいのかなと思えます」、発言しているのです。何、あんた、西邑楽3町が合併しないのは町長の責任だって不信任案出して。も

う1年もたたないうちに、こういうふうに変わっているのですよ。どう町民に説明するのですか。西邑楽3町のおそこの篠塚の合併してほしいという人に圧倒的あなた押されたのでしょ。そうしたら、久保田町長が言っているようなことで、全く同じではないですか、合併について基本的な考え方は。機運が高まらないとか、高まるではなくて、それで立候補声明したのですから。考えが変わったら、考え変わったように、きちっと。あなたいつも、きちっととか何とかって、よく言いますけれども、きちっと説明責任あるでしょう。説明責任がないとかなんとかって、どんちゃか、どんちゃか、この4年間やってきたのでしょ。先頭になって。それで、あなた、その説明責任果たしていますか。考え変わったら変わったで、きちんと説明しなくてはだめでしょう。何で座談会でこういう発言して、議会だとかそういうの言わない。それで合併できないのは大泉のせいにして。大泉はもう太田と合併すると。大泉だってわからないですね、町長選挙があるから。長谷川さんが当選すれば、そっちに行くかもしれない。かもですよ。もし残念ながら現職が落ちたら、どうするのですか。こういうことを公表して、また西邑楽3町で合併しようって戻っていくのかどうか。あなたの考え、猫の目のようにどんどん変わるからわかりませんが、大泉がそうだからって、まだ決まったわけではないでしょう。これを争点に町長選やるのです、邑楽と同じように。それは、これから町民が判断するでしょう。その判断によって、結果も何も出ていないうちに、あなたはもう東毛広域の合併が時間かかっても望ましい、そういう機運が参っていないって、みんな人のせいにする。みんな人のせい。自分自身のポジション、考え。だめですよ、そういうのでは。

言った以上は責任とって、責任を持って、その推進のためにかじをとって邁進していくのが政治家の役割でしょう。あなた、政治家のトップですよ、邑楽町の。だから、だんだん、だんだん、麻生さんではないけれども、最初は人気あるけれども、支持率、どんどん、どんどん、麻生さん、25%になっている。あなたもそうですよ。最初はよかった、人気があつて。だんだん、だんだん、あなたの応援している支持率が、こんなわけではなかったというので、今、麻生さんと同じで25%ぐらいではないですか、調査してみているからわからないけれども。下落のあれですよ。だから、自分の考えを貫き通さなくてはならないし、考え変わったら、きちっとやっぱり出さなくてはだめですよ。特に応援もらった篠塚だとか、あの辺なんか、特にそうでしょう。私は邑楽町はどこも合併できないでしょう、あなたがそういうの、どんちゃん、どんつく、どんつくやり出したから、地形的に。言ったでしょう、私は前から。こういうふうにしれた町、議会、町民をやったのは、張本人はあなたが先駆者になっているから、こうなったのだ。館林と合併すれば、渋沼だとか篠塚は反対しますよ。西邑楽と合併すれば、こっちのほうの鶉だとかそういうのは反対しますよ。太田と合併すれば、赤堀だとか、あっちのほうは反対しますよ。裁判、訴訟起こしますよ。どうにもならないです。だから、一番いいのは、前、久保田町長が言ったように、館林、邑楽を含めた合併が一番望ましくなってくる。邑楽町の西邑楽3町、邑楽町がポジションなるでしょう。そういう考え

だったら、そのようにどんどん、どんどんこま進めればいいではないですか。板倉の町長は大したものですね。邑楽郡相手にしないで、館林と単独でも板倉は合併推進のために協議をして、それを設置してやっていくっていうこと、きょうですか、きのうですか、新聞に出ていました。

長谷川町長に相当な応援もらって、応援弁士もらって当選して、長谷川さん、困っているとき、なぜ西邑楽合併しましょうって、どんどん、どんどんこま進めていかなかった。自分がそういう中で当選されているわけですから。だから、自分の考えをしっかりと合併に持って行って、時間かかってやらなくてはならないことはやらなくてはならないし、それをもって合併問題であれですよ。

それで、私が緊急動議出して、こんな町民不在の議会は解散しなさいって署名を7,000も8,000も集めなくたって、5分の4の議員の同意があれば議会解散できるのです。私は緊急提案出して、動議を出して賛同してくれた議員がおりましたので、議案提案になったのです。そのとき、あなた、手挙げなかったでしょう、こういうふうには。そのとき手挙げて解散していれば、こんなことなかったのですよ。笑い事ではないですよ。裁判もないし。業者と結託して、いろんなことにどんちゃん、どんちゃん、なかったのです。あのとき、間違いでしょう。解散していればよかったのですよ。そうすれば、今日の邑楽町、議会がごたごた、町がごたごたってなかったと、私は確信を持って言えると思うのです。でも、今日の流れで、こう来てしまった。反省するときは反省しなくてはならない。政治家として、間違ったことは間違った、これから襟を正していくのなら正していくって、きちっと政治家として、邑楽町のトップとして明らかにしていかななくてはならないと私は思います。

合併問題についても、自分の考えはなくて、話は出てきているけれども、大泉はこうで、ああでって。では、例えば館林と邑楽郡を含めて合併推進していくと方向性、政策が変わったのですから、そういう方向で協議して進めていけばいいのではないのですか。いろいろ考えを、どうしましょうと。それすらもやらないで、みんな、のらりくらり、のらりくらり。何一つできていないではないですか。合併問題について、これから大泉の推移を見ながら、大泉は太田に合併するって限っていないですよ。これがまた復活したら、ではどうするのですか。ほかの町長が仮に誕生したら。西邑楽3町合併していきましようと言うかもしれない。そういうときに、こういうことを言っていれば、今度また考え変わらして、大泉が変わりましたから、邑楽町は西邑楽3町合併やりますって、またそういうふうにするのですか。しっかりとしなさいよ、しっかりと。合併問題について自分の考えはこうで、議会とも相談しながら、町民と相談しながら誤りのないようなかじ取りをしていかななくてはだめではないですか。それで首とりに行ったのですからね、前町長の。人のせいにしないで、自分なりの考えを述べてください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

決して人のせいにするつもりはありません。先ほどお答えしたのは、たしか1年前の町長選立候

補するときは、そういうことで推進をしたいと。推進をしたいということをし上げました。その後、前の9月の議会だったと思いますが、同様な質問がありましたので、現時点ではという話をしたと思うのです。現時点では大泉町が太田との合併協議を進めている。したがって、3町の合併は難しいでしょうという考えは示したつもりです。その町民座談会の中で話をしたのは、そういうことの背景がありますから、またその後、12月だったと思いますが、館林のほうから合併についてのいろいろ問いかけもありました。その後、館林市長の私案ということでいろいろ出されました。そういうこと、大泉の状況等も考えて、また館林の状況等考えていった場合に、邑楽町は地形的に、大変そういう点では館林、それから大泉、太田というような中間に位置しているということを見ると、必ずしも東毛広域圏ということ、私は理想の形としてはということをし上げたつもりです。したがって、これは合併というのはそれぞれの自治体の事情がありますから、私のほうで邑楽町がこうしたい、ああしたいということと言っても、なかなか結びつかないという部分はあると思います。それぞれ自治体、状況が全部違うわけですから。その違う状況をやはり一つのものにしていくということで、初めて合併ということになるのだろうと思っていますから、そういうことを考えると、現時点ではという話を強調させていただきませうけれども、そういう思いでその見解についてお答えしたということでもあります。

これは、大泉町さんが合併できるかどうか、これもわかりません。あるいは、だめになるかもしれません。そのような状況になるかどうかともわかりませんので、そのわからない部分について申し上げるのはどうかと思いますので、控えさせていただきますが、それぐらい合併問題は難しいということは承知しています。

なお、先ほど前の町長のことで不信任を出したと。先頭立ってやったということですが、決して、9人の議員さんの名前も出されました。私自身、当時1年生ですし、先頭に立ったと思われるのであれば、これはいたし方がありませんが、私が先頭に立ってやったということを議員が思うのであれば、これはいたし方ないと思いますけれども、皆さんの合意でやったということ、そのように思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 あなたが原稿の原文を書いて、町長不信任の原文を書いて、当時の後藤議員がワープロしたという事実、もう議事録に全部出ているわけですから、それやったのでしょうか。だから、そのやったということは中核で先頭なのです。あなた、課長までなって40年もやったら、みんな信用するでしょうに。ベテランだ。ところが、議会だとか町民をひどいところに巻き添えにしたのです。

この合併問題についても、のりくらりと町長の首をとりに行き、そして立候補、西邑楽3町合併推進ということをやりながらも、一言もそれについては自分の当初の考え言えないと。難しいと。みんな人のせいにする。だから、それはやっぱり自分なりの合併についての考えをきちっと持って

やらなくてはならないと思います。

次の問題に移ります。次は、町長の裁判の、石井議員からも若干ありましたけれども、町行政への影響についてです。町長は議員当時、6名の議員を訴えられた。名誉毀損だと。選挙の中でも、自分は傷ついたので。名誉毀損だから裁判やったのだと、マイク持って有権者の支持を得るためにいろいろ言ってきましたよ。6名の議員に対してやったのだ。それで、その前に、あなたは何でも突破口なのですからね。それを全部裁判にやって、その後に建設検討委員の地位確認請求を行って、清水弁護士にみんな頼んで全部やってきたのでしょうか。先頭になってやってきたのだよ、あなたが。あなたが裁判起こして、それから監査請求をして、それから裁判やって、普通のおばちゃんではできないことです。あの監査請求の内容を見ても、普通のおばちゃんでは、とてもとても。弁護士の助言がない限りは、あんな立派な文なんか、普通のおばちゃん書けません。しかも、裁判にあるルール、これも全部弁護士の指導のもとにやっているのです。その証拠もちゃんとみんな、私が朗読したりなんかして、ずっと今までテープを起こしてやってきているから、事実としてあるのです。それで、みんなで金子議員の第1回の公判が11月30日に行われ、被告議員は全員欠席ですと、こういうふうに全部配布しているのですよ。欠席しようが何しようが、弁護士が来いと言えば行くし、弁護士が別に必要ないと言えば行かないし、清水弁護士は一人でも多く傍聴へ行きなさいって動員かけているわけですから、だから行くのですよ、みんな。動員かけていました。裁判所近いのだから、どんどん来てくださいと。あなた、東京まで行っているでしょう、山本理顕の裁判の傍聴に。どんどん来てくださいと。東京は本当に一部のはね上がりが応援に行っている程度で、こっちは随分来たでしょう。

それで、この辺の精査はできたのですか、簡単に。途中、あんた放棄したでしょう。裁判は長くても半年かそこいらで終わるのだと。長くても10カ月で、100%勝ちますと、清水弁護士の言葉があって、実際はどうだったのですか。その間に2年3カ月もかけて、代理人である清水弁護士が書類を忘れたとか、何だかんだと言って、長くても10カ月を2年3カ月延ばしたのですよ。その間に町会議員の選挙、町長選の選挙、ずっと延ばしたのでしょうか。政治家としてあるまじき行為ですよ。それで、今日まで来ているのですよ。それで、自分は放棄したからいいかもわからないけれども、それをきちんと決着済みで、もう解決されているのですか。精査できましたか。簡単に答弁お願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

そのことが精査されているかどうかということについては、どういうことが精査で、どういうことが精査でないか、もう少し具体的にお願ひできればと思います。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 そういうことを言われても、おとぼけになって、何が精査だかわからない。放棄がわからない人ですからね。自分で裁判を放棄して、放棄して何ですかと被告に聞くのですから。精査は何かかわからないって。当然と言えば当然かもしれない。あなた原告で、100%勝って、役場のOBの人たち、議員の人たち、大多数の方たちが、議員が議員を訴えるのはやめなさいって、圧倒的多数の人からそういうふうに行われているでしょう。聞く耳持たなかったのでしょうか。弁護士の言いなりに提訴したのでしょうか、自分の判断というよりは。弁護士に100%勝つからって。100%勝っても負けても、議員が議員を裁判に訴えるなんていうのはやめなさいと言われたOBだっているのでしょうか。それで、あんた放棄すれば済んだなんて、とんでもないですよ。被告のほうだって、お金いっぱい使っているし、弁護士も立てているし、裁判終わったなんて、終わっていないでしょう。話し合いをしようといったって、しないでしょう、あなた、け飛ばして。裁判終わったって。あなた、ずっと期間中、全部言われますよ。これから任期、我々の任期、あと3年ぐらいありますよね。3年も切ってきましたかね。ずっと言われますからね。精査ということは、要するに決着、解決はしたかどうかということですよ、しなくてはならない、立場上。

それから、もう一点、私を何で裁判かけたのですか。私は議会運営委員会、本会議の中で一言も何も発言していません。ただ、提出者に賛同した、賛意をして、本会議に手挙げただけです。何で裁判かけられなくてはならない。金よこせと、600万。あなた名誉傷つけられたと言うけれども、もっと傷ついていることを私に言われていますよ、本会議で。例えば公職選挙法違反をあなたはやっているって、第1回目から。労務費を届け出していない。第1回から1万円配っている、金を。その1回の報告もメモ程度。追加も何も出ていない。2回目の選挙、5,000円、労務費。9月の議会で私に指摘されたら、慌てて、要するに修正を出した。初め、しらばっくっていたのだけれども、修正を出した。公職選挙法金権腐敗の選挙をあなたやっているって、私に本会議の中で言われているのでしょうか。よっぽどそっちのほうが名誉毀損で傷ついていますよ。私、告訴しなさいよ。あなたに辞職勧告って、私、一言も言っていないですよ、何も。もし私が発言している議事録があったら見せてくださいよ。一言も言っていない。だけれども、もっと、私はこの本会議で、あなた、公職選挙法違反、金権腐敗の汚職選挙で当選されたと言っているのだから。あなたは認めるわけいかないでしょう。私は自信持って言っているのですから。裁判かけなさいよ。よっぽど名誉を傷つけられて名誉毀損でしょう。何でその、私、何も発言していない人を裁判やって、今度名誉を傷ついた人、裁判にかけない。かけなさい、今からでも。私、受けて立ちますから、1対1で。公職選挙法のそういうのがあると。全部資料持っていますから。絶対負けないです。死ぬまでやりますから。よっぽどそのほうが傷ついているのではないですか。だから、それ不思議なの。何で私を裁判にかけたのか。

これで、あなた、辞職勧告を出されて云々と言うけれども、前の町長だってそうでしょう。辞職勧告出して、西邑楽3町合併協力しないから、うんだこんだって。また、今度考え変わってしまっ

て、ころころ、ころころ。上さんは買い物も出られない、何も出られないなんて言って歩いて、元気でしたね。やらせのテレビだって何だって、TBSに出て、今議員になってしまいましたけれども、代表者の人が中央公園で真っ赤な服着て、私はねなんて、やっていますよ、記者会見。あんた、みんな山本理顕のやらせでしょう。みんな裁判負けたでしょう。放棄でしょう。一つは却下、放棄、それから取り下げ。今度の裁判だって呂楽町に不利益な結果は出ないですよ。そして、そういった点では私をやるべきではないかと思います。

もう一つ、時間がないから言ってしまうけれども、なぜこういうふうにかじれてきたのか。あなたが一番悪いのですよ。いいですか。この5年間、議会、町が分断されてきた。町長選に負けた悔しさ、しこり、何物でもないです。私も三十数年間議員やっていれば、大きな町長選をやってきましたよ。だけれども、半年、1年で大体議会の中でも融合されて、町づくりにみんなやってきたのです。ところが、あなた、神藤、久保田で選挙やったときに、あなた幹事長でしたっけね。何か偉い役で、その後、西呂楽3町合併の問題が争点ですから、そのままずっとあって、あなた先駆者として町長選に負けたしこりをその団体ですずっとやってきたのですね。そこに弁護士と山本理顕さんが入ってきてしまったのです。弁護士は専門ですよ、仕事ですから。弁護士というのは、やっぱり我々の目線から見れば、高い存在の人。だから、あなたはでかい町長選のしこりをクリアできなかった、クリア。その悔しさとかなんとかっていろいろあっても、きちんとクリアして、町づくりのために貢献してやっていこうというのクリアできないで、弁護士、山本理顕とどんちゃん、どんちゃんやって、やれ合併だ、やれ庁舎建設だということをやってきたのでしょう。山本理顕の代理人である清水弁護士を入れてやってきたのです。あの清水弁護士は選定するときからいたのですからね。あなたは、9月のときに司法の手にやりますということで辞職勧告言ったときは、もう既に清水弁護士と話し合えてきているのですよ。そうふうに言ったでしょう。ちゃんと議事録、残っているのですよ。残っていますよ、裁判に訴えるということは、名誉毀損でやるって。では、そのときから、もう話はできているのですよ、裁判にやるということは。自信がなければできないですから。相談してやるということ。だから、この5つもありますけれども、何でもあなたがトップなのですよ、やったのが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 つくっていない。事実ですよ。議事録に基づいて言っているのだから。つくっていないですよ。議事録に基づいて言っているのです。何がつくっているのですか。そういうふうに事実をもって言っているのですよ。だから、私が思うには、ここまでかじれた原因をよく考えて。私もよく考え、どうしてこうなってしまったのか。町づくりなんか、一つに町はできないです。できないですよ。あなた、町を一つだ何だと言っているけれども、できないです。

ということは、あなたが最大な過ちを起こしている。議員が議員に裁判やったり、業者、その代理人の弁護士であるのと結託して、庁舎建設云々ということではがたがたやり出した。よく町長室に

入れますね。人間だったら普通入れませんよ。私の病気のとくに、最終の設計者決める、議決のとき、大野議員が欠席のときやってしまうべえとやって、私が病院から出てきたらたまげて、退場してしまったのでしょうか。そこまでやった人間は、最後まで町長室なんか入るのではないのだよ。プレハブか何か建てて、そこで公務執行するのが筋を通す人でしょう。できたら、ずっと町長室に座って。よくできる。よっぽど面の皮厚くなくては。私が町長の立場だったら、私はあそこの町長室のいす、座れないです。それが普通の人間ですよ。よくこれだけ庁舎建設、ぶっ壊してきて、ずうずうしくも、あそこに座って公務執行できると思いますよ。意地でも庁舎建設、この庁舎を反対して、最後までやって、私が病院から出てきても、びっくりした。それで議決されて、それみんな議会の議決ですからね。

だから、そういった点では、あなたの町長選のクリアの仕方、町民の指導、間違っている。設計業者だって言っているでしょう。議事録出ていますよ。設計業者は、1社で町を裁判なんかやらないって。住民とともにやるのだから。その住民とともに、あなたでしょう、先頭になっているのが。みんな40年のキャリアのある人を中心にみんな来ているのですよ。代表者の人が、当時議員ではないですから、今議員になった人が2人いますよ、その代表者の人が。西邑楽3町の代表者。考える会の代表者。議員になって、当選された。議会の議決で何でも物を決めて、1年たてばわかると思いますけれども。町長が悪いのでも何でもなし。議会で議決したのだから。それが不満だったらリコール署名でも何でもやればいいのですよ。リコールするのも大変だから、みずから発議すれば手挙げないし、どうにもならないですよ。ここまでこじれさせてきたのは、あんたですよ。政治家、責任とらなくてはならない。町一つにならないのですから。裁判起こしたりなんかで、まだ決着がついていない。これからずっとそうですよ、あなたが町長になっている間は。私をなぜ告訴したのですか。短くお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

大野議員の質問の中にはいろいろあってですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 町長室に入るなとか、計画を壊して、その先駆的な役割を私がやっているという、すべて私がやって、いろいろ今日に来ているというようなことですが、それは大野議員がそう思うのは大野議員の自由ですが、私自身はそのような思いで、議会のときも、現時点も、そのような思いではありません。町長室に入るなということは前も言われたかと思うのですが、しかし私は、私が議員のときに民事訴訟を起こしたということについてはそのとおりですが、しかし、その後、そういうことも踏まえて町長選に立候補して、7,594人の町民の方の信任を得て現在があるわけですので、そういう点では、大野議員、入るなという話ですが、町民の皆さんの代表ということで町長

室で執務をさせていただいているということですので、その点はぜひ承知をお願いしたいと思いません。

なぜ訴えたのかということでありませけれども、その分については民事訴訟の書面に記載されておりますので、お読みいただければと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 全然私のことは出ていないですよ、名前も何も一つも。何も出ていないのですよ。何で私が裁判。今、私は名誉傷つけるということで訴訟起こしているのだったら、もっと名誉傷ついていることをどんどん私言っていますよ。今、私を告訴すればいい。大野議員の言っているのは事実無根だと。なぜ何も言わない人に裁判かけて、今名誉を傷つけられていることを言われて裁判起こさない。起こせばいいじゃない。私、自分も不思議でしょうがない。七不思議の一つですよ。いいですか。調査設計業者との裁判も今あります。そして、町長は裁判所の意向で和解の方向云々って、冗談じゃない。業者の代理弁護士は清水弁護士。あなたの代理弁護士も清水弁護士。原告、被告と同じ弁護士なんて、日本列島探したってないですよ、邑楽町しか。あなたはギネスばかりやっていますよ。

そして、久保田町長のときにも和解の方向というのはあったのですね。だけれども、この次、あなたが当選してきたら、清水弁護士が、代理人が、いやあ、裁判所のそういう指導を受けない。裁判やるのだ。裁判、また復活したのでしょうか。復活したのですよ。1回、2回、今裁判所のほうで和解の方向でどうでしょうと。何回も何回も同じことやるのではないのですよ。今度相手が業者なのですから、近場の町内の業者でもないし、遠くの業者ですので、町を訴えている業者にぺこぺこすることないし、二度と事業なんか頼む必要もないし、縁を切ったって邑楽町は生きていけるし、正々堂々と町を訴えている業者については戦えばいいのですよ、裁判で。和解なんかする必要ないですよ。どんどん戦って結論出して、その裁判の結果を持って、また話し合えば、検討すればいいのでしょうか。まだ何も出ていないで、裁判の結果を今静かに見守っているのです。この間もそういう話があったでしょう。議会の中で相談があって、だめだと。裁判やった以上、裁判で結論出さない。裁判の結果を見て、執行者、また議会がまたどういう考えを持つか。それで対処していけばいいのだ。絶対和解しない。町を、設計業者の料金1億4,000万ももらっておいて決着済みなのに、一部のはね上がりの町民の代表者、ぐるになって、町民の代表者ではない。だから、私は前に、町民の代表って何だ、議会で議決でしようと言ったこと、記憶にあるでしょう。町民の代表ではないのです、裁判の傍聴へ行ったりどうしたりというの。だって、そういう事実を持ってきて、全部あなたやって、だから私はいつも、この5年間、あなたが先駆者になって町をぶっ壊して、議会をぶっ壊してやってきたって。それは町長選のしこりをうまく、初めてですので、経験ができなくてクリアできなかった。そこに町民のそういうしこりを活用、悪く言えば利用しながら、業者の代理人である弁護士と結託したのですよ。

〔「そんなことはないですよ」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 そうですよ。事実がそうではないですか。全部事実、そうでしょう。みんなそうではないですか。どんどん、どんどん傍聴行きましょう、何しましよと、弁護士の誘導でしょう。弁護士、行きなさい、監査の請求もしなさいということもテープに入っているでしょう。また聞きたければ持ってきますよ、テープを。そこを清水弁護士が言ったことでしょう。全部誘導しているでしょう。監査請求をしてから裁判だって。それで、どんどんなったださいって。傍聴も行ってくださいって、清水弁護士みずから言っている。全部議事録には私起こしてありますから、出ていますよ。そんなことはないですよではないですよ。私は事実に基づいてここで一般質問やっているのですから。あなたが、そんなことはないですよと言ったら、またそれをテープ持ってきたり、議事録起こしたやつをまたこの次の3月に持ってこなくては。あなた、そんなことはないと言っているから、事実はこちらではないですかって、また3月議会にやりますから、今度テープ起こしたやつを。テープは余り好ましくないらしいので、今度はそのテープを起こしましたから、起こして、そんなことがあるのかどうか、ないのかどうか、3月議会でもたやりますから、しっかりと。私だって、いいかげんなこと言っているのではないです。事実に基づいて、そういう資料を今議員で山田議員がいますけれども、自宅まで届けてくれた。助かっているのです。そういう事実に基づいて言っているのです、いいかげんに言っているのではないですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 そうですよ。だから、弁護士が言っている言葉を言っているのですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 静粛に。

○17番 大野 栄議員 弁護士の言ったことを言っているのです、代弁者だから。あなたの裁判だって、近いのだからどんどん行きましょって。ここに一緒になってあれでしょう。裁判起こされて、金子議員の公判を行い、みんな傍聴に行きましょって。被告の人はみんな来ていません、全員欠席です、そういうこと、どんどん、どんどん書いて渡しましたに。全部とってありますから。私の名前なんか特に大きくなって出ていますよ。辞職勧告を出したって、ゴシックで。

だから、人間というのは、本当のこと言われるとくっくっするのですよね、私も含めて。そこで、議長の許しを得ないで、べちゃべちゃ言っているのですけれども、やっぱり核心をついてくると、人間というのは、くっくっするのです。私もそうだし、人間であればほとんどそういう部分を持っています。

それで、あなたは幾つもギネスを持っています。町長不信任案を出したこと、我々に裁判を起こしたこと、邑楽町歴史上ないのですから。弁護士も、業者の弁護士と自分の弁護士、全部原告、被告が同じ。いろいろまだありますね、ギネス物が、あなたは。私も実はギネス持っているのです。私のギネスは9期の議員をやっています。一般質問百二、三十回やっています。項目で言えば300、

400の項目です。私はそれを誇りに思っています。あなたのギネスはどうか。一言、簡単に言ってください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

その前に、和解の話がありましたけれども、前の町長が和解を求めてということが、私がお世話になることになってから、和解でなくて裁判になったということですが、私は前の全協でも話したと思いますけれども、繰り返しになるから重複はしませんが、和解で、町民の負担がかからない状態であれば和解でお願いしますということは申し上げました。私はそのことについて、和解判決ということについて言うつもりはありません。しかし、町民の負担がないということの和解であれば、私はお願いしますというのは、町の代理人である弁護士にはお願いしたことはあります。私がこういう立場になって、それで裁判を継続したということは、私はそのようなことは私自身わかりません、そのことは。相手の訴訟を起こした方がそういうことになったかということについても、私は承知していないのです。

それと、もう一つ、判決を求めるということは、私はそういう考え方であれば、それでいいというか、やむを得ないと思います。しかし、和解ということをお願いできればということは、町の代理人である弁護士のほうから、そのことについてどうでしょうかという相談があったわけです。なので、その費用、町の負担が、税金がかからないということであれば、それはそういうことをお願いできればということは弁護士の方に、東京へ行ってお話ししたことはあります。しかし、先日の議運の中では、全議員がどう考えているか、わかりませんが、全議員の考え方はわかりません。ただ、議運の中の経過の話として報告を受けた中では、その委員は最後まで判決を求めるべきだということのようですから、これは担当の課長のほうから弁護士のほうに報告をして、こういうことになりましたということは担当のほうから、町の弁護士のほうに報告をしたという経過はあります。私のほうでそのことについてお願いしたということはありません。弁護士のほうから、裁判所の裁判長のほうから、そういうことでいかがでしょうかということがありましたということは、そのとおりだと思っています。そのことについて、町の費用負担がかからない問題であれば和解でお願いしますということは申し上げたということでございます。

○横山英雄議長 簡潔にお願いします、時間がないですから。

○金子正一町長 終わります。

〔「ギネスのこと……」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 時間がないです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 時間がありません。ゼロです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 終わり。

〔「まとめ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 短く、まとめだけ。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長のせいで、ギネスのこと、あなたどう見ているかという答弁もらい損なってしまった。要するに邑楽町の政治家として、あなたが責任をとって辞職すれば邑楽町はよくなるのです。あなたが町長になっている間、ずっとこういうのがただされます。あなたは、そういうことをきちっと考えて、自分なりに身を引くべきだ、辞職、政治家として身を引くべきであると私は思います。

以上、終わり。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 3時15分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時30分 再開〕

◇ 田 部 井 健 二 議 員

○横山英雄議長 1番、田部井健二議員。

〔1番 田部井健二議員登壇〕

○1番 田部井健二議員 1番、田部井です。議長のお許しをいただいておりますので、非常に重い空気の中ではございますけれども、頑張って一般質問をさせていただきます。一問一答方式ということでお願いを申してありますので、よろしく願いをいたします。

安全、安心の町づくりを進めています邑楽町においてのAEDの役割ということで質問をさせていただきます。邑楽町には、いつごろから、そして今現在、何カ所の施設にAEDが設置をされていますか。まず、そこから担当課長にお聞きをしたいと思います。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 邑楽町におけるAEDの設置状況ですけれども、現在、役場庁舎1台、保健センター1台、邑楽町公民館1台、勤労青少年ホーム1台、町民体育館2台、各小中学校各1台、計6台。福祉センターは、寿荘ですけれども、予定で1台というふうになっております。現在設置されているのは12台でございます。最も早く設置されたのが保健センターと記憶しております。これは18年、ちょっと年月がはっきりしないのですけれども、18年だったと記憶しております。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 各小中学校に設置がされてあるというお話でしたけれども、小中学校のどこにAEDが置いてありますか。学校教育課長からお願いをいたしたいと思います。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

〔遠藤幸夫学校教育課長登壇〕

○遠藤幸夫学校教育課長 お答え申し上げます。

ただいま総務課長のほうからお話がありましたとおり、小中学校各1台ずつありますが、その保管場所につきましては各学校の職員室に設置してございます。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 次に、体育館、公民館、ヤンプラあると思いますけれども、生涯学習課長、その施設はどこに置いてありますか、お聞きをしたいと思います。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 お答え申し上げます。

邑楽町公民館につきましては、事務室のカウンターに設置をしてございます。また、ヤングプラザ、勤労青少年ホームにつきましては同じく事務室のカウンター、それから町民体育館につきましては事務室ということで、2台設置をしてございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 なぜ設置場所にこだわりますかといいますと、AEDの性質と申しますか、非常に緊迫して緊急を要するときに必要になる装置だと理解をしております。今、教育課長のほうから職員室というお話がありましたけれども、細かく言っていれば、職員室のどの辺に置いてあるかが聞きたかったわけでございます。

生涯学習課長のほうも、事務室の中と。私は、できれば事務室の外の方がいいと思っております。町民体育館におきましては、数日前から事務室の外に出してあります。これは課長のほうの指示だか何かはわかりませんが、私は非常にいいことだと思っております。この役場の設置してある場所、福祉課のちょうど前あたりだと思いますけれども、ちょうど庁舎の真ん中あたりというような判断で、そこに置かれているのかなと思いますけれども、私はAEDはできるだけ目立つ、一目でわかる場所、そういうところに置くのがいいと思っておりますけれども、現実にはAEDを民間人で使った経験のある人は一人もないそうでございます。しかしながら、使い勝手といいますか、使用方法は至って簡単だという話も聞いております。ただ、使う時期といいますか、使用する場所、

全く特定もされませんし、本当に非常時、緊迫した中でこれを使用するのは物すごく大変だと思っております。

消防署のほうに伺いましたところ、ことしで今現在2回だそうです、実際救急隊員の方が使ったのは。これを普通の民間人が緊急時に自信を持って使えるには、やはり講習なり、AEDについての説明なりを何度か受けないと、私はいざというときに使えるものだとは思っておりません。そこで、担当課長に、その辺の講習、説明、今現在どうなっているか。これからどんなふうを考えているか、その辺のお話を伺えればと思っております。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 お答えいたします。

講習会の状況ですけれども、19年度におきましては消防署で行いました応急手当の講習の中で、AED13回行ったのですけれども、そのうちの3分の1ぐらい、347人受けた3分の1、約110名がAEDの講習を受けております。小学校の教員、PTA、町内事業所です。そして、普通救命の関係は、中学校の教員、婦人消防隊、中学生、老人介護施設の職員、町内事業所など15回、262人が全員AEDの講習を受けています。また、20年度におきましては、同じように応急手当の短期講習の中では14回、約439人が受けて、その2分の1、210人、救急救命におきましては13回行いまして、346人全員がAEDの講習を受けております。また、学校におきましては、メーカーのAEDの講習等も2回行われており、4小学校で94人が受けております。といったことで、全体、一般町民を対象としたAED講習につきましては、かつて平成18年、おたふく祭りの中で日本赤十字社の主催で100人程度行ったというふうに聞いております。合計して19年から20年この2年間で35回の講習で、約1,000人が受けているというふうに報告を受けております。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 今、担当課長より約1,000人が受けているというお話がありましたけれども、私はまず、最低限、設置をされている場所の職員は漏れなく全員が講習を受けてしかるべきと考えております。そういった意味では、まず役場職員は全員受けておりますか。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 役場職員につきましては、消防団員等については別に受けておりますけれども、内部に役場庁舎に設置をしたのを機会にAED講習1回行っております。人数は24名受けております。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 役場職員が24名講習済みだというお話でしたけれども、町長、私はこの庁舎にAEDがあるというのであれば、職員すべてが、もちろん臨時職員も含めてです。すべてが講習を受けていないと、この先、町民、各種スポーツ団体、指導者初め、育成会、PTA役員、いろんな方に、婦人消防隊初めお願いをするわけです。ぜひ講習を受けてくださいとお願いをする前に、まず役場職員、当然だと思っております。それに体育館の職員、ヤンプラの職員、公民館の職員、設置をされてある場所の職員は一人残らず、一、二度の講習はぜひ受けていただきたいと、そんなふうに希望しますけれども、どうでしょう。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

議員がご指摘のとおりであると思っています。したがって、緊急時に即対応できるような体制を整えていくことが大切だと思っておりますので、今後、議員のご指摘のとおり、職員、それからそれぞれの公共施設に設置されている職員については、そのような体制づくりに努めていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 講習等についても、この間、消防署でお聞きをしましたけれども、応急手当て講習とか、普通救命講習とか、いろいろあるそうでございます。一般に講習を受けるとなると、通常4時間かかるそうであります。私は、民間の方に4時間の講習を受けてもらうのは甚だ負担が大きいかなと、そんなふうに感じております。そこで、消防署の方にお話を伺いました。AEDだけの説明、講習、可能ですかと。可能だそうでございます。およそ30分前後で済むそうであります。私は、これは役場職員の方でももちろんそうですけれども、とりあえずはAEDの説明、AEDの使い方講習、それだけでも結構だと思っております。ぜひ来年いっぱいぐらいをかけながら、施設の職員、当然ここの役場職員の方にも一、二度の講習をまずお願いしたいと思っております。

次に、教育長、先ほどの課長のお話で職員室という話がありましたけれども、私はできることであれば、職員室の入り口、もっと言えば外ですね、入ってすぐではなくて。外に置いていただければありがたいと。大変AED、公共物ですので、大切に扱わなくてはならないのはわかっているのですけれども、可能であれば外が望ましいとまず思っていますけれども、いかがでしょう。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 AEDにつきましては、子供たちの緊急時にこれは必要であるというふうに思っておりますので、使いやすいところですね。子供がいるのは昼間ですので、とりあえず学校の間、どんなことが今の子供たちに起きるかわかりませんので、そのときにすぐ使えるようなところへ置くべきだというふうに私も思います。ですので、今、田部井議員のほうから外側にとという話も

ありましたけれども、体育をやっている、子供たちが体育館にいる、外にいる、あるいは授業中起きる可能性もありますので、その辺で学校に1台ですので、どちらかという体育等の授業時間のときに起こる可能性、非常に高いと思いますので、その辺を考慮して、どこに置くか、もう一回各学校に検討をしていただいて、使いやすいというか、緊急時にできるだけ早く持っていけるところを選んで置いてくださいというふうな指導をこれからしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 自分で、つい先日、持ってみましたけれども、非常に軽いものであります。大きさも手ごろといたしますか、それほどかさばるものでもありません。

次に、学校の授業の中で、例えば運動会の総合練習、運動会当日、それに持久走競走、または夏場のプールの授業、私はこういったときには、厄介がらずに、ぜひとも現場にAEDを、その都度、その都度、持って行っていただければとお願いをしたいと思いますが、教育長、可能でしょうか。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えします。

それはもう当然可能だと思いますし、またそういうイベントのときには、そこへ持っていくべきだというふうに私も思います。ですから、ただ、今まで持っていったかどうかは、私自身、今把握しておりませんので、その辺のところはきちっと把握して、もしそういうような場合、特にプールなんかの場合、小学校なんかはプールの位置が道隔てた向こうですから、そういう事故が起きたときに学校へ取りに来るといえるのでは、これは間に合わなくなりますので、その辺のところは、そういうふうな持ち運びで活用しているかどうか、今のところ把握していなかったのですけれども、そんなふうな活用するように指導していきたいというふうに思います。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 AEDは、異常時と申しますか、非常時に備えるための道具だと思っておりますけれども、普通の非常用に備える、例えば水だとか、防災のときの乾パンだとか毛布だとか、そういったたぐいのものは、とりあえず備えておけば、それだけで十分役目が果たせるものだと私は認識しております。しかしながら、AEDは町に何台あっても、使いこなしていただける方がふえない限り宝の持ち腐れになる可能性のあるものだと、そういう認識でおります。ぜひともこれからは、AEDをふやすのは予算の都合いろいろありますから、すぐに何台ふやすとか、そういう要望は難しいと思いますけれども、ぜひとも町民の理解を得て、講習会、説明会、そういったものを積極的に受けていただける環境づくりは、私は町として当然必要かなと、そんなふうにお

ります。

町長、このAEDについての広報活動といいますか、私は年に1回や2回、全戸配布の回覧か何かで、AEDとは何ぞや、どういうところに置いてある、ぜひ町民こそって講習、説明会を受けていただきたいと、そういうお願いを町として要望してもいいのではないかと考えておりますけれども、いかがですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、このAEDの器具については現在12台ということの設置でもあります。一部はボランティアのほうから寄贈を受けた面もあるわけですが、施設等に十分、そういう緊急時が発生しては、これは大変なことになるわけですが、しかし、いつそのような状況になるかわかりませんので、できるだけその環境を整えるということについてはご指摘のとおりですので、検討させていただきたいと思っております。

それから、講習会の件でございますけれども、この講習会、実は先日、11月18日からでありましたけれども、やはり消防署のほうにお願いをいたしまして、防災ママさんの講習会というのも3回にわたりまして実施をした経過もあるようです。そのときに、そのAEDについての実地訓練といえますか、講習も80名の方が受けていたということの話も聞いているわけです。議員が言われますように、一人でも多くの方に、そのときも申し上げたのですが、その使用方法について、地域から参加されたママさんでしたので、ぜひこのことについて広めていただきたいというお話もしたわけですが、しかし言われますように、各種のイベント等があったときに、あるいは集まりがあったときに、そういったことは十分対応としてAEDの講習会等についてのお話はできると思っておりますので、先ほど30分ぐらいの時間というお話もありましたけれども、そういった取り組みは大切なことだと思っておりますので、ぜひそれぞれの担当する課長のほうにも、そういったことが設定できるような形で、一人でも多くの方に講習を受けていただけるような環境をつくっていく、大切なことだと思っておりますので、対応して考えていきたいと、このように思っております。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 先ほど、まだこの町では民間人の手によってAEDが使用された例がないと申しましたけれども、私の記憶に間違いがなければ、三、四年前、町民体育館で役場の職員の方が一生懸命に会場準備等やっているときに突然身体に異常を来して、そして顔面蒼白、意識もうろう。私は現場にたまたまいました。あのときにAEDが仮に体育館にあれば、私はきっとその職員はAEDの使用対象者になっていたであろうと思っております。後で聞いたところ、非常に優秀で有能な職員だそうでございます。その職員に後日聞いたところ、いやあ、私の症状はAEDは必要なかったのですよという話がありましたけれども、それはあくまでも医者の方の見解でありまして、あ

の現場にいた知識と度胸のある人は必ずAEDを、私は使用したとっております。その職員は今現在、無事に、大事に至らずに職場復帰をなされ、今この庁舎の最上階で思う存分力を振るって、大活躍をしていると聞いております。

AEDがこれから先、ますます皆さんの身近に感じていただいて、いざというときに一人でも多くの町民がAEDを利用し、有能な優秀な町民を助けられることに役立てば、私はAEDを町に設置をする有意義さ、非常にあるとっております。今言ったことをしっかりと町に対応とご指導をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 3時58分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 4時10分 再開〕

◇ 小 倉 修 議 員

○横山英雄議長 11番、小倉修議員。

〔11番 小倉 修議員登壇〕

○11番 小倉 修議員 あらかじめ提出しておいた通告に従いながら、通告を守りながら一般質問を始めます。

金子町長、あなたが晴れの名誉ある当選をなさって、丸々1年が経過したわけでございます。任期の4分の1、1周年、1年を振り返って、1年を考えてどのように思われるか、まずもってお聞かせ願いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

就任から間もなく1年を迎えるわけでありまして、この間、議員の皆さんを初め町民の皆さんに大変お世話になりました、今日を迎えているということでもございます。この間、町政関係については、当初予算、状況では、大変議員の皆さん、それから町民の皆さんにご迷惑をおかけしたということは、これは承知をいたしております。当初予算の成立が6月にまでなってしまったということについては、4月から5月までのその本予算が議決をされるまでの間は暫定ということになりましたので、そういう点では幾つか計画をした事業等が取りやめになったということを考えますと、その事業に思いを寄せていたという方に対しては大変ご迷惑をおかけしたかなというふうに思っております。その後、おかげさまで、いろいろな問題というか、その後については多くの

皆さんのご協力をいただいて今日を迎えているというふうに思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 暫定予算、いろいろ振り返ってそういったお話でございますが、町民なり、私もそうなのですが、あなたの1周年ではなくて、私は1年忌か1周忌と、最悪な町が1年過ぎたと。今まで歴史にない、町長選挙の終わった後も最悪な1年だったと。これ以下はないと、そのぐらいの町の1年であったなと私は思っております。

と申しますのも、首長たるもの、志を決めて立候補した者はこうなのだよと、村長でも町長でも市長でも。当選をして100日以内、自分の考え方か方向性を打ち出せないやつは、4年たっても何もできないやつだと、そう言われているのです。考えてみれば、この庁舎におかれましても、前の久保田町長は、当選をして間もなくです。一番大きな公約、26億円以内の庁舎をつくる。基金以内の。記者会見をして、結果的には保健センター等々、公約をそのように守り、このように立派な庁舎をつくり上げた。あなたは振り返って、365日、言いわけだけ。議会がだめだとか、議会が許してくれないとか、議員がああ言った、こう言ったと。最悪な1年だった。首長は、もう少し方向性をきちんと出さなければ、課長方々もどのように進んでいいのだから、わからぬ。あなたは4年間、全くと言っていいぐらい、我々がチェックのしようもないぐらい仕事なしで、しないで終わる町長かなと私は思っております。

あなたは、先ほど質問の中で3町合併という話が出ましたけれども、議員の意見、町民の意見、東毛広域圏が望ましい、機運がまだ上がっていない。何とぼけたこと言っているのですか。うっちゃっちゃおうかなと思ったけれども、とってあるのです、僕は。平成19年の9月1日、土曜日、上毛新聞。あなたはここに、芸能人、写真つきで載っているのだよ、こうやって。それにあなたが立候補声明の中で、西邑楽3町での合併を実現しと書いてあるのです。西邑楽3町の合併ですよ。あなたはそれを言って、館林で記者会見をして、群馬県じゅう、これが全部新聞で配られたわけです。邑楽町は3町合併として私は推進するのだと町民に訴え、あなたは立候補声明でやったのです。そのときは休止になっているときですよ、当然のごとく。先ほどの話ですが、邑楽町の委員は邑楽町へ庁舎をと。それがだめなら、皆さんの多いほうに従いますよと言っておきながら、3町の足並みがそろわないから休止すると言った首長が、今は隣の大きな市と合併しようかななんて言っているようなことなのです。隣のまちだから何も言いませんが、いかがしたものかなと私は思います。

でも、あなたは9月1日に合併だと言って、3町合併だと、休止になっているにもかかわらず言っていて、何も推進しないです。何ですか、さっきの言葉は。議員の意見、町民の意見、東毛広域が望ましい。私も合併の規模は前々から言っています。何が適正規模かと。中核市か、特例市か、政令市かと、いろいろあります。あなたは3町合併を打ち出した、そして立候補声明したのです。先ほどの人は、なぜそういうことをやって、やらないのだと。私は、そういうふうには思っておりません。あなたが推進しないのは、そのときに3町合併を希望した有権者、町民、本当に一生懸命3町合併

がいいと言った町民の、あなたは票が欲しかっただけなのです。3町合併なんて一つも考えていない。受かるために、3町合併を一生懸命推進した人の票が欲しかっただけなのだ、あなた。全く初めから3町合併なんて、やる気はないのだ。だから、受かったら、3町合併の「さ」の字もない。町民の意見を聞いて、議員の意見を聞いて、そんなことでは私はだまされないよ。あなたは一から万事、そうなのだ。だったら、自分がその席に立ったのなら、できるか、できないか、わからぬけれども、おれは3町合併が一番ふさわしいのだということで一生懸命3町の合併を推進するのが当たり前ではないですか。何もやっていない、あなたは。口だけ、口先だけ。票が欲しかっただけなのです。いかがしたものかね。まだまだいっぱいあるのですけれども、私はずっとそれ言っているかと思っている。

次は、ゴロピカリ。ぴかっと光るゴロピカリですよ。あなたが長柄農協のあそこで言っていたこと。200ヘクタール、ビラもいっぱいあるのだ。これも何もやっていない。地産地消を進め、邑楽ブランドを立ち上げますと。

○横山英雄議長 小倉議員、先ほどの答えは要らないのですか。

○11番 小倉 修議員 要らないです。3町合併の関係は、私は、この人、合併を推進するのではなくて、票をもらうために3町合併を真剣に考えた住民の有権者を利用しただけなのです。私の言っていることは合っているのですから大丈夫です。納得しているのですから。

○横山英雄議長 答えが必要なら一問一答で。

○11番 小倉 修議員 いや、答え要りません。どうせ、うそ言うのですから。

地産地消を進め邑楽ブランドを立ち上げますと。邑楽の米プロジェクト、産業振興課に担い手対策室を設置いたしますと。私も農業やっているのです。このWTOだなんていうので、関税が安くなって、安い米、カリフォルニアからいろいろ入ってくるなんてあるらしいですけども、大変です。私は、200ヘクタール、ゴロピカリをつくって、安心な米を邑楽町の非農家の方にこの邑楽ブランド、産業振興課担い手対策室を設置して、すばらしいことだなど。どこの米を200ヘクタールつくらせて、1万8,000円で買うのかなと思って聞いていたのです。何もしていない、あなたは。

だったら、私は百姓の代表として言いますが、米を入れる袋ぐらいを役場から配ってもらったほうがよっぽどいい。全くやる気のない、推進する気のない。そういった言葉で農家の人たちの票が欲しかっただけ、この人は。票が入ればいいのです。農家の方も忙しいから、あのときこう言ったの、ああ言ったのと、議事録なんかとっておかないからね。おれが、かえって応援した人が受かったのだからよかんべやと、そのぐらい忘れてしまった人、大分いるのです。でも、これからだんだん、だんだん、農家も大変になるのです。あなたは、そう言って口に出したことは幾らかでも守る気がなければしょうがなかんべ。そうではないですか。あなたは農家の人たちの票が欲しかっただけ。合併を一生懸命まじめに推進した人の票が欲しかっただけ。受かってしまえば、おれのものと。あなた、4年間のうち、だんだん、だんだん細りますよ、考え方が。何もありゃしない、考え

ていることが。

19号、7区の方から電話が入って、書いておいてください。議会報告会で私が受ければ、町長になればすぐにでもできるというようなことを言ったという、7区の集会所でそういう話が来ているのですが、前の人も、一番最初の方も言っておられましたけれども、すぐにはできなかんべけれども、いつ開通になるのですか。その開通になる日を、なる月をいつごろと教えてください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

まず、地産地消を進める……

○横山英雄議長 質問だけに答えを。

○金子正一町長 19号線の関係で7区の方から、すぐに完成するというようなお話があったということですが、私はすぐに完成するというようなことは、その方がどう聞いたかわかりませんが、そのようなことを言った記憶はないのですけれども、これは聞いた方が、そう聞いたということであればいたし方ありませんが、ただ、いつ開通するか、いつ完成するかということは、これは先ほどの議員の質問にもお答えしましたけれども、一日も早く完成ができるように努力をしているということは、今でもそういう形で進めておりますので、これは議員がどなたからそのようなことをお聞きしたかわかりませんが、いずれにしても事業が始まっている部分ですから、19号線については、先ほど曲がった計画があるようだという話もありましたが、そのような考え方はないというのは、申し上げたとおりでありまして、一日も早く完成するように努力をしていくと。いつ幾日ということは申し上げられません。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 邑楽町の道路網、朝方とか夕方、国道122号線に県道から出るのに、何百メートルも車が多々良川の手前から続いている。もとの役場の横、踏切まで行くまでは都市計画道路として計画決定はしてあるけれども、なかなか進まない。先の新中野住宅団地におかれましては、歩道にしる何にしる、ある程度の幅ありますけれども、踏切から122までの間というのは大変なものがございます。やはり今の工事をやっておる19号、あれはできれば交通関係も大分緩和されるのだなと。邑楽町の環状的な中で非常によくなるのかな。明野にいたしましても都市計画道路としてなっていますので、明野の今現在の道路にいたしましても、歩道なり、それからまた道路に木も植わって植栽してあって、すばらしいものがある。現況を見ますと、カムルさんの、先ほどの話ではないですけれども、駐車場まできれいにできておりますね。あとわずか、ほんのわずか。

しかしながら、今の19号の現況を見れば、あそこに残った方、地権者。憲法でも財産権、一生懸命自分の土地を守っているのです。土木課長から言わせれば、補助事業だとか何とかあるから一生

懸命推進しているのだ、やっているのだと言うかも知れないけれども、我々町民から見れば、北から攻めて、南から攻めて、あなたはあの地主に短刀を首に押しつけて、契約書を置いておいて、押せと言っているようなものではないですか。あれが通った町民は、売らないのが悪いのだべと、協力しない人が悪いでしょう。あれは、さし首か、見せしめか。町役場というのはそういうことをして町道をつくるのか。

伺いましょう。地主さんが協力を拒めば、あなたは土地収用法を使って、あれを強制買収する気であるか、伺いましょう。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

まず、結論から先に申し上げますと、強制執行、収用ということでなくして、できるだけ同意をいただくように努力をしていきたいという思いです。私が昨年12月19日にこのような立場で就任をした以降、その地権者の方のところへは、私自身、担当課長も含めてですけれども、十数回お邪魔した経過はあります。しかし、なかなかご理解をいただけないということがあります。しかし、この道路については、過去に都市計画道路として計画し決定をしたということでもありますので、道路行政の中ではそのような形で信号機のところまで、122号線からですね、カムル前の信号のところまで事業執行してきたということは事実です。

その地権者に北から、あれは18号線という形になるのでしょうか、東西にある。中央保育園の北側にありますけれども、18号線の道路ですね。そこでとまっている。それから、南はその信号機からその地権者のところまで工事が進んでいるということです。北側のほうについては、ちょっと存じませんが、南側からの工事については、これはその地権者の方にも、実はこういうことで仕事を進めさせていただきますということを申し上げて仕事を進めてきたというものです。これは十数回ということをお願いしましたが、お邪魔をした経過はありますが、そのときに私は、前からそういった計画があったものですから、前の責任者あるいは関係者は、お邪魔したことはどうでしょうか、そのころはという話をしましたら、残念ながら来なかったということをお聞きしたわけですが、それはそれでやむを得ませんが、しかし私は、あれだけの道路、多々良川に橋もかかって、大変な町の税負担も行っている道路ですから、ぜひ地権者の方には協力をいただくまで、同意をいただくまでお邪魔をさせていただきますということは、地権者の方に申し上げてあります。その間、いろいろ間に入ってご苦労された方のお話も伺ってはおりますけれども、それはそれとして、私は私の考えで、できるだけその19号線の道路については地権者の方に理解をいただくように努力をし、これからも努力をしてご理解いただけるように努めていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 地権者の方に了解を得ると。大変結構なお話でございます。だれでもが自分

の軒先まで測量するときも気になっておるのだと。でも、その人の家には入らないからいいのだと。南側も、ちょっとのぞけば、そこまでできている。ああいうやり方もあるのかなと私は見ているのですが、この大変な財政の折に。いつごろできるのですか、あれだけ金を投資しておいて。10年先ですか、20年先ですか。成田空港とか関西空港とか、あとどこかの道路公団ではないけれども、強制代執行なんて、ちょっとテレビでやっておりますけれども、町道つくるのに買収できないから土地収用法使うべえと。町民から土地をふんだくるべえと。あなたはそのぐらいですか。町民が納得して、自分の大切な財産を。環状線つくと。町の中央が大分大変だと。やはり交通渋滞を緩和するためには協力しようかと、そういう気持ちにさせるような行政のやり方ではなくて、子供からおもちゃをふんだくるみたいに、あなたは考えているのだと、私は思っております。ろくなものではない。

話が変わります。鶉の区画整理、5年で仕上げますと。鶉の方々も大分高齢者の方がいますので、一日も早く補償もらって、計画になっているのでは、こうしましょう、ああしましょうと考えている方がおられるのでしょうか。鶉地区の市街化区域になった、逆線引きにされては困る。多々良地区が駅を中心とした中で考えたら市街化区域が形成されていると。メッシュできると。やはり100メートル間隔の中で何軒家が建っているとか、いろんな調査すると、邑楽町分は線引きをしたときには市街化区域は形成しなかったのです。将来市街化区域になるような場所だと言うらしいですね。あそこへ下から上へ、し尿を千代田まで持っていくのでしょうかけれども、大変な事業だと。あなたが町長でやっているうちにできればいいですが、公共施行ですから町の財源をみんな持っていけばできるのかなと。

それから、まだまだ、多目的ホール。これは、あなた、一生懸命選挙運動で、この前も言いましたよ。久保田ではできないけれども、金子ならすぐできると。金子町議は私たち大勢の前で、町長になれば1期目に建てたいと言われましたと。私たちは他町並みの文化ホール並びに展示場を邑楽町にぜひ建ててもらいたいと。多目的ホール。この前も話しましたけれども、名前は出さないけれども、ピラ出しています、会長として。今でもご健在ですよ。早くつくってやったらいかがですか。これだけあなたに一生懸命協力している。あなたはこういった人たちの、文化協会というか、文化関係の方々の、これまた票が欲しいだけだったのですか。議員が反対しているからできないと。議員だって、土俵にのせなければ、いいとか、悪いとかではないでしょうがね。議員が反対しているからできないなんて、都合のいい話でしょう。あなたをここまで一生懸命やった人に、なぜあなたはつくってやれないのですか。私が町議に立つときの有権者はそういう人はいませんけれども。あなたの有権者はそういう人がいますから、その人たちの押し売りではないが、気持ちだけ、票だけが欲しかったのですか、あなたは。

給食センターにしてもそうです。きのうですか、食中毒が6月に出ても何も進んでいない。子供さんの親から給食費をもらっておいて、それで腐ったものをくれて食中毒を出して、これは入れた

業者が悪いのだと。たまたま食中毒が出ましたと。そのぐらいのレベルです。群馬県じゅう新聞に載って、邑楽町は食中毒。何も動いていない。あなたは口ばっかし、口先。

物をこっちからこっちへ動かす、こっちからこっちへ運ぶためには力が必要なのです。職員を動かす、人を動かす。やはり給料くれれば、やはり金をくれれば、ある程度考えますよ。しかしながら、それ以上に職員に頑張ってもらったり知恵を出してもらうためには、職員を動かす、人を動かすのは、力ではない、金ではない、あなたの心なのです。金子町長、あなたは力も金も、金は税金からくれているけれども、力も心も何もない。口先だけ。鶏だ、鶏みたい。鶏は3歩まで歩くまでは覚えておると。あなたは、言う前から実行する気がない。鶏より悪い男だ。私はそう思っている。結果的にあれが悪いの、これが悪い。3町合併から立候補声明して、ちっとも話がつながっていない、あなたのは。どんなに思いますか、鶏より悪いと言われて。教えてください。鶏よりかいいですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 鶏より悪いという思いは、小倉議員がそう思われるのは、これは勝手であるかなと思います。私は私なりに責任を持って町政運営をしている、そういう考えであります。

お答えするのはそれだけでよろしいのかなと思うのですが、先ほど幾つかあるので、どのようにお答えしたらいいのか、順次にお答えしていかということでお許しをいただければ、まず……

〔「鶏より劣っているか、劣っていないか……」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 それでは、ただいま申し上げたとおりであります。

◎会議時間の延長

○横山英雄議長 本日の会議時間は、都合によってあらかじめ延長します。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 本人は鶏よりか劣っていないと。私、本人と話す意思是余りなくなったわけでございます。今度、各課長に一つ一つ聞きたいなと思いますので。鶏よりか劣る人間が失敗を恐れられないようになって訓示をしたらしいですが、そういったことを踏まえた中で各課長は答弁願いたい。

内容的には、まだ時間が85分ございますので、ゆっくりとさせていただきますが、監査委員の辞職でございます。9月決算を待たずに、高潔なる、あなた方の先輩の監査委員が辞職いたしました。過日の臨時会で新たな監査委員が決まったわけでございますが、この鶏よりか劣る人間が言ったことは、謝罪はしないけれども、感謝をしていると、わけのわからないこと言っているのです。私は謝罪をしなさいと言ったのです。謝罪をしてくださいと。

なぜかと申しますと、邑楽町の歴史の中で、独立関係機関、教育委員会、議会事務局、農業委員会、それから監査委員、公平委員会等々、委員会というのが大分あるわけでございますけれども、その委員会に関係する職員を異動する場合には、今までの歴代の町長は、異動がいいとか、悪いとかではないのです。内示の前に、気配り、目配り、配慮しているのです。金子町長は配慮しないのです。何も言わないで、一発で異動したのです。ですから、内示の次ぐ日に代表監査委員はやめたのです。私は本人から聞いているのですから。そうしたら、総務課長ともう一人が行って、なぜやめるのですかと。幾ら鶏よりか落ちる人間だって町長ならば、相手にも失礼だと。そして、自分も今まで役場へ長年勤めて、その後いろんな役をやったと。お互いのためには、社会通念上、体が思わしくないと言うのが当たり前なのです。本人が言ったら、では私は厚生病院の副管理者だから、どこが悪いのだから、聞いてくるべし。わざわざ厚生病院まで行って聞いてきた。あなた、やめるほどの病気ではないのではないかと。大概の人が何か区長やめるとか、土木委員やめるとか、そういう役員やめるときは、いろいろ不満があったとしても、体が悪いよ、体が思わしくないのだと、そうやってやめたら、今度は、おれは厚生病院の副管理者だと。この方の病気は監査委員をやめるまでの病気かいと、わざわざ本人の了解を得て聞きに行つたと、あなた、言ったでしょう。立派な考えですね、あなたはね。

原因は、さっきも言ったように、あなたの気配り、配慮、それがなかったからだと言ったでしょう。あれだけの高潔な人間。邑楽町は珍しいですよ。各課長もそう思っているでしょう。名前は言わないけれども、強いて言えば、車の免許持っていないぐらいなものですよ。今は監査は、法が改正になって、1足す1が2であればいいというものではないのです。そのぐらい、あの方は監査委員としての将来の町の財政なり何なり考えられる方だと。それをあなたがやめさせたのだよ。気配りがなくて、配慮がなくて。今までの歴代の町長は全部やっていたのだ、それを。それで謝罪をしてくださいと。感謝をしていると。本人に言ったらどうですか。謝罪はしないけれども、あなた、感謝していますよと。喜ぶでしょう、さぞかし。私、行き会ったら憤慨していましたよ。

各課長、わかりましたか、このことは。全く私は偽りは言っていません。本人からすべて聞いております。やったことも、つじつまが合います。

それから、もう一点、先ほどの質問の中にもありましたように、我々6人を訴えて、議場の場から離れて、法廷の場に離れた。法廷へ持ち込んだと。あなた、傍聴席に元議長がいますけれども、本会議で119万7,000円の領収書を持って、本会議で出して、議長が止めて、この後、全協あるからと止めて、それを若い議員が辞職勧告を出した、議員ですから。私はそれが合っているから賛成したのだ、手挙げたのだよ。当たり前の話だよ。あなたは辞職勧告を出されたときに、それは否決になったでしょう。先ほどの話ではないけれども、自分では町長に不信任案、あなた町長やめなさいということをやっておきながら、自分は原因をつくったことをやっておいて、それを私は議会運営委員会では書類が整っているからいいのではないかと。当たり前の話です。書類が整っていればい

いのです。あとは議長が決めるのです、それを議題するか、しないかは。議決したのです。ただ、賛成と言っただけだ。それで、あなたは600万出さなさいと。名誉毀損だと。だれが金をよこせと裁判をぶたれて、親子でも兄弟でも仲よくできますか。あなたが生きていけばいい、私はやりますよ。それも、あなたが自分で勝手に裁判に持ち込んでおいて、我々6人に金をあげさ使わせておいて、それでことしの1月判決が出て、負けると思えば今度は放棄だ、放棄。私は放棄しない、弁護士が勝手にしたのだと。

そして、ことしの5月の第3土曜日、町長室開放。あなた覚えていますよね。自分で勝手に訴えて、勝手に放棄して、それで放棄の意味がわからないと。放棄というのは、何々さん、どういう意味なんだべねと。来月まで調べておきましょう。6月の第3土曜日、行けば、今度は6月議会で予算の関係が忙しかったから、放棄という意味が調べられなかった。あなたは鶏より落ちる、言っていることが。あなたは町長になったのなら、自分で訴えたのなら、最後まで裁判をやって、結果がことしの1月に出了たのです。あなたが勝利をして、胸を張って、小倉君、私は全面勝訴だけれども、私は町長になったのだ、おかげさまでと。あなたみたいなやつだけれども、許してやろうと。金も要らない、許してやるよということなら、まだ話はわかるのだよ。自分で訴えておいて、からから、からから裸足で逃げているのだ、あなた。とんでもない男だよ、はっきり言って。それで、放棄というのはどういう意味だんべと。自分勝手、それがそういう考え方の方が町の運営をするというのは、私は非常に疑問がある。しかしながら、町民が選んだということであれば、4年間託されているということになれば、私は楽しみがいっぱいある。口から先。人は動かない。職員だって動かないですよ、より以上は。町が大変なとき、これから財政困難、大変なとき、職員には今まで以上に頑張ってもらわなければ町民サービスはできないのです、同じ金では。同じ金ではなくて、逆に下がってきている。にもかかわらず、過日の全協ではないですけども、平成19年度までさかのぼってばらまきをしようなんて、そんなこと考えているからですよ、あなたは。3月の議会が楽しみだな。でも、これは自分の町です。自分が住んでいる町だから、あなたよりかも、あなたは何もしないで総務課長がやったほうが、よっぽど町はよくなるかなと私は思っている。

そこで、時間がありますので、監査委員と申しますと全課が監査を受けていると。監査委員の選任基準の中に、従来の財務管理、事業の経営管理の専門的知識に加えて、人格の高潔性と地方公共団体の行財政全般にわたる幅広い識見と、新たに加えられていると。だから、1足す1が2ではないのです。やはり監査委員というのは、それだけの幅広い中での役割がある。この監査委員の関係については、独立関係機関というか、水道課なり、そういった一般会計予算ではない特別会計の関係についても、すべてかかわってくると思うのです。皆さん、お世話になっているでしょう。こういった形の中で、監査委員がかかわったわけでございます。このかわる事態の中で、あなた方課長はどう考えているか。また、私6人の中での議場の場、ここの議場ではなくて、前の議場であったことですから、議場の場であったこと。それが先ほどの方ではないですけども、うちのことを外へ

出ずばかはいない、そのとおりです。このことにつきまして、各課長から一人一人のご意見を伺いたい。局長、何を書いているんだよ。何やっているの、あなた。本人がとぼけたことを言っているのだから、だめなのだよ。

そこで、沼田課長、どのようにお考えなのか。アメリカに向かうのに、アフリカに向かっている船に乗かって、かじ取りは町長です。アフリカに着いてよろしいのですか。アメリカには着きませんよ。どのように思うか。水道課長、短くお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

議員のご質問は各課長ということでありますけれども、その前に私のほうから経過をお話をしたいと思います。

監査委員の関係ですが、先ほど監査委員、代表監査委員本人から聞いたということですから、そのことが事実だろうと私は思っておりますが、私はこの監査委員については、確かに職員の異動について監査委員に相談をしなかったということは、これはそのとおりですから、私の過ちは素直に認めたいと思います。しかし、この監査委員の人事異動について監査委員を辞したいということをして初めて今聞きました。私のところへ、実は6月23日の日に平成19年度の決算のすべてが終了をさせていただきました。その翌日に代表監査委員のほうから職を辞したいという届けを受けました。私の気持ちです。9月の決算議会を控えて、そして19年度の決算の監査をすべて終了させていただいて、私にすれば、19年度の決算認定を受けなければならない、そのことについて正直頭いっぱいでした。突然の辞職ということでありましたから、それも健康の理由だということでしたから、私はそのように認識しております。

人事異動の関係でということ、後になりましたけれども、監査委員のところに行って、おわびをしてきたということは、総務課長、担当も行ってまいりました。それで、その後、私も、申しわけありませんでしたということでお邪魔した経過はあります。

ですから、私は人事異動がもとで職を辞したということは初めてお伺いしたのですが、そのことについては、全く今までわかりませんでした。体調不良ということ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 体調不良ということ……

〔「謝罪はしないけれども、感謝していると、わけのわからないこと言っていたでしょう、議会で」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 体調不良ということ辞したいということでありましたから……

〔「議長、いいよ、町長は」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 そのことで、決して体の調子……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 町長、質問者が答えを要らないと言っているのだから、いいです。

○金子正一町長 経過を話さないと、局長や課長のほうにその真意が伝わりませんので、そのことについては……

○横山英雄議長 質問者の持ち時間だから。

暫時休憩します。

〔午後 5時04分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 5時20分 再開〕

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 鶏よりか落ちる方には答弁は結構でございます。

水道課長ということでお願いしましたが、まずは総務課長、どうお考えですか。総務課長から始めましょう。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔「そのままいいです」と呼ぶ者あり〕

○堀井 隆総務課長 最初に、監査委員さんの辞任に関してですけれども、監査委員事務局の職員の異動について、委員さんと協議すべきでしたが、配慮を欠きまして、協議せずに内示してしまいました。総務課長として、内示後すぐに、相談なしの内示に関して謝罪に、お二人の監査委員さんのお宅にお邪魔したことは経過がございます。

なお、辞任の要因、原因となってしまったことに対して、大変申しわけなく思っております。なお、大塚監査委員については、21年6月18日までの任期についてお務め願いたかったな。また、石井監査委員についても、議員の任期いっぱいお願いしたかったなということを思っております。

また、裁判、町長が議員時代に議員を訴えた裁判について、この関係については民事のことですので、大変申しわけありませんけれども、発言については控えさせていただきます。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 総務課長、わかっているのではないですか。ちゃんとそのように謝罪したと。

鶏よりか低い人は、あなたはこの前の臨時会では、私は謝罪はしないけれども、感謝はしていると言った、何回も。違うではないですか。総務課長はちゃんと職員として、担当として、今大塚さんという名前が出ましたけれども、総務課長はちゃんと謝罪をしているのではないですか。当然のことだと私は思います。謝罪はしないけれども、感謝している。感謝状でも出したのかね。総務課長は

合っていますよ。裁判の方向性というか内容等について、後で全課長に機会があったときは無記名でレポートを書いてもらおうかなと私は思っていますので、よく頭へ入れておいてください。

続きまして、水道課長、どう感じているか。水道課長にもお伺いします。

○横山英雄議長 各課長は、その席で結構です。また、答えられない場合は答えなくも結構です。

沼田水道課長。

○沼田正美水道課長 お答えいたします。

大塚元監査委員につきましては、体調不良により辞職されたと認識いたしております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 続きまして、都市計画課長、どのように思われるか、ちょっと答えていただきたい。

○横山英雄議長 石井都市計画課長。

○石井貞男都市計画課長 大塚元監査委員につきましては、同じく、私が認識しておりますのは、体調不良により辞職をされたというふうに認識をしております。

また、裁判のことにつきましては、課長という立場でありますので、お答えする立場にはないというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 次は産業振興課長、日ごろ大変かもわからないけれども、今回のことにつきまして一言お聞かせ願いたい。

○横山英雄議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

監査委員さんの辞任につきましては、特に大塚監査委員につきましては健康上の問題だということ認識をしております。

また、裁判の件につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 すべて同じような内容で私も受けとめておるのですが、いずれにいたしましても、私はこれを生かした中で、3月の予算の中で3月定例会に考え方を運ぶつもりでおりますので、同じこと言っても結構ですが、土木課長、お願いいたします。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

代表監査委員につきましては、体調不良により退任されたというふうに確認をしてございます。

また、裁判につきましては、民事上の裁判ということで、考え方については差し控えさせていただきます。

だきます。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 皆さんの大先輩と。体さえ悪くなければ続けてほしかったと。そこまでなぜ出ないのですか。大塚さんはやめるに当たっては、体が思わしくないと。これがお互いのためになるのだということで体のせいにしたのです。あのぐらい高潔な方で、行政経験の厚い方で、心の通う方で、人を思う方です。先ほど言ったけれども、物を動かすには力、人を動かすには心だと。あのぐらい心の厚い方はいないということは、あなた方はみんな知っているでしょう。税務課長、お願いします。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 前代表監査委員につきましては、私が38年前に入職をしたときに一番最初の上司ということで、大変お世話になった方でもございます。今回については体調不良で辞職されたというふうに聞いております。

それから、裁判につきましては発言を控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 住民課長。

○横山英雄議長 増尾住民課長。

○増尾隆男住民課長 お答えいたします。

代表監査委員につきましては、私の大先輩ということで、常日ごろ食事をしたり、いろんな話をかけたりして相談に乗っていただきました。今回の辞職につきましては、体調不良ということを知っております。私も非常に残念だというふうに思っております。

それと、裁判につきましては控えさせていただきます。

以上で終わります。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ここへ来て12月だと、11月に係長は担当課の予算編成をし、そしてまた12月に入って各課が課長が集めて町長と予算折衝し、予算調整をし、3月に議会へ予算が上がってくるわけですが、大分ゆとりのある、すばらしい、楽な予算が上がってくるなど、私は期待をしているのです。ですから、あそこまで高潔で、数字面で明るく、行政経験の長い方がおやめになったと。大変なときであれば、ぜひお願いしたいなど。いろんな面でご指導いただきたいなど私は思っているのですが、今の邑楽町はゆとりがあり過ぎるぐらいあるから、よろしいのではないかなと思います。福祉課長。

○横山英雄議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えをいたします。

1点目の監査委員さんの辞職についてでございますけれども、前代表監査委員さんにつきましては、私どもの大先輩でもあり、人格高潔にて識見を有する方ということでございます。ただ、辞任につきましては理由は体調不良ということをお伺っております。

2点目につきましては、お答えをする立場にないと、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 続きます、保険年金課長、よろしくどうぞ。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

○岡村静代保険年金課長 ご質問にお答えいたします。

監査委員の辞職の関係ですけれども、私は一般事務職員でありますので、自分の所管の与えられた事務について議員さんに説明責任を果たすのが職務だと思っております。監査委員さんの選任、退職について、これは政治的な部分でありますので、私はその考えを議場で述べる立場ではないと思います。ですので、感想については控えさせていただきます。

同様に、裁判についても同じでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 だれがやっても、だれがどんな立場になっても、町は同じように、昭和の終わりと同じようにバブルの中で、どんどん、どんどん収入を得て育っていくのなраいいのです。この前も話しましたように、千代田がよくなって、邑楽町はだめだ。邑楽町がよくなって千代田はだめだ。各町村の職員の方々の努力、頑張りによって、議員ももちろんですが、変わっていくのです。小さい町が大きな町を合併するに当たっては足腰の強い町をつくって、吸収合併とか、そういう言葉は使いません。だけれども、考え方によっては、大きな市を小さな町がリードとすることもできるのです。私はそう思っているのです。今のままですと、それなりに世の中につれて下降するだけです。今の公債比率は何%ですか。どんどん、どんどん下がるだけです。やはりあなた方、課長会議等もやっているでしょう。私、議員だから、何もそういった中へ入れませんが。やはり民間会社では、社長が間違っていれば、専務なり、課長なり、部長なりが、それは社長、こうではないですか、違うのではないですか、こっちのほうがいいではないですか、それは謝罪をしなくてはならないのではないですか。やはり謝ってこそ、また出発になるのです。謝らないで、うそついているのでは出発にならないですからね。やはり課長会議があれば、そういった勇気を持って。失敗を恐れずなんて、とぼけたこと言っている方おりますけれども、勇気を持って、これはこういうふうになったらいかがでしょうかというぐらいの提案をしてこそ、やはり課長ではないのですか。並木

課長。

○横山英雄議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 お答えいたします。

前代表監査委員におかれましては、体調不良でやめられるということでお聞きしております。大変残念ではありますが、そういうことでございます。

裁判については、お答えする立場にございませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ゆとりの中、ビニールハウスの中というのは、ボーナスが出たばかりですけども、私ども出ましたが、北風が当たらず、ビニールハウスの中ですくすくと。我々百姓は田んぼに行って、鼻水をくったらして、1万2,500円ぐらいの米を売って、朝飯はおなめで、のり缶ぐらいをつけて、お昼は卵ぶっかけて食うかと。皆さんは、ステーキを食うか、きょう何を食うかと。きょうはイタ飯だ、スパゲティだと。クリスマスが近いから家をきれいに飾るか。だんだん、だんだん役場職員と町民との格差が出てくるのかなと。みんなしっかりしてください。合併は太田市を吸収合併か、館林を吸収合併するかと、そのぐらいの勢いの中で頑張るべきではないでしょうか。会計課長。

○横山英雄議長 飯塚会計管理者兼会計課長。

○飯塚勝一会計管理者兼会計課長 お答えいたします。

前代表監査委員さんの辞任の件ですが、体調不良により辞任されたと聞いております。

また、裁判については、お答えする立場にございませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 生涯学習課長。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

○金子重雄生涯学習課長 お答えいたします。

大塚前監査委員におかれましては、私、昭和48年から出納室、また平成16年からは会計課ということで、公私ともにお世話になった方でございます。突然の辞任ということで大変驚いて、そのときは驚きました。大変残念であるというふうに思っております。理由は健康上の都合というふうなことであるようですが、そのように認識をしております。

また、裁判の関係については、私のほうから申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 長年の、私、60近いのですが、学校教育課長とは同級生で、学習的、学問的な面では、とてもとても足元に及ぶものではございません、私は。同じ役場の職員の時も、遠藤学校教育課長には大変お世話になっている私でございます。しかしながら、私も役場で20年お世話になって、今一生懸命百姓やっておりますけれども、この税金の使い道につきましては、いいか、悪いか、あと町の行方についてはどういう方向へ行ったらいいのではないかとというぐらいのことは、私はしっかりと自分の足を地につけて、方向性を考えた中で歩いていると。私は遠くを見て、しっかりと歩く。足元を見るのではなくて、遠くを見て、邑楽町が間違いのないように、しっかりとゆっくりと遠くを見て歩いている。そういったことをわかってもらえるのは同級生の学校教育課長かなと思いますので、よろしくお願いします。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 前監査委員さんの件ですけれども、私も企画課、また教育委員会の学校教育課で大変ご指導をいただきました。全く議員さんのおっしゃるとおり、立派な方だと考えておりますし、尊敬もいたしております。しかし、監査委員さんの職の辞任ということにつきましては、理由のいかんと問わずして、私が回答する立場にはないかなというふうに考えております。

また、裁判の件でございますが、これは個人の訴訟と考えておりますので、これまたお答えしかねるということでございます。どうぞよろしくお願いします。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 最後になりましたが、企画課長。邑楽町の将来の方向の道をつくる。先を見て、何十年、総合計画を中心とした中での邑楽町の方向性を一生懸命考える方だと私は思っております。企画課長。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 監査委員につきましては、先ほど小倉議員のお話のとおり立派な人物であるというふうに私も認識しております。辞任につきましては、体調不良ということで聞いております。

そして、裁判につきましては答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思います。ご理解をよろしくお願いいたします。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 議会事務局長は別ですから、結構でございますが、心臓が治ってよかったと思っております。

いずれにいたしましても、監査委員さんに関することは、皆さんは立派な方だと。裁判は控えさせてもらおうと。総務課長と町長が並んでいる。前回の臨時会の中には、町長は鶏より劣るのだから、しょうがないと私は思っておりますけれども、謝罪はしないけれども、感謝をしていると。全く

今でもわからないのだけれども、総務課長は、ちゃんと本人に謝罪をしてきたと。私はすばらしい内容だと思う。総務課長は行政マンとして、すばらしい結果だと私は思っています。謝罪はしないけれども、感謝しているというのがそばにいますけれども、いまだに私は内容がわかっておらぬ。ちょうど1年。あなたは1周年かもわからぬ。私は1周忌だと思っている。来年はもっともっと悪くなると思いますよ、邑楽町は。再来年は、もっともっと悪くなる。一生懸命、悪くならないように私は私なりに頑張りたい。

来年の3月の定例会、3月は当初予算の月でございます。ことしは暫定予算で始まりましてけれども、来年は収入欠損というか、大分自動車界も悪いし、邑楽町も収入、財布の中身がだんだん、だんだん減ると思います。予算の総枠が何十億だか、100億だか、120億だか知りませんが、まだまだ出ませんので。自分の給料とボーナスと、それだけ考えるのではなくて、町民に対し行政がどうあるべきかと考えながら予算を立ててほしい。湯水のごとく自主財源がわいてくると思ったら、とんでもないことです。今月、ボーナス100万以上もらったからなんて職員、ざらにいますよ。私、やきもちやきませんよ。湯水のごとく、町民が腰を曲げて一生懸命働いて納めているのですよ、税金を。そう考えて、あなた方は21年度予算をしっかりと、きっちりと立てなさい。

議長、まだ時間が40分ありますが、終わります。また、3月にします、僕は。3月は、またしっかりと一人一人違った中で、自分の思った課長の方々に聞こうと思います。私は鶏には、鶏よりか下の人には質問しません。

◎延会について

○横山英雄議長 お諮りします。

本日の会議は以上にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、16日午前10時より会議を開き、引き続き一般質問を行いたいと思いますので、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○横山英雄議長 本日はこれにて延会します。

お疲れさまでした。

〔午後 5時48分 延会〕